

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月27日
【事業年度】	第16期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
【会社名】	住石ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sumiseki Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 省輔
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目7番14号
【電話番号】	03(5511)1400
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 宮澤 義典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目7番14号
【電話番号】	03(5511)1400
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 宮澤 義典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	16,680	9,781	12,405	39,893	22,599
経常利益又は経常損失() (百万円)	1,263	34	2,356	3,719	8,106
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	1,022	94	2,268	3,667	7,530
包括利益 (百万円)	816	208	2,385	3,632	7,679
純資産額 (百万円)	14,997	15,105	17,354	20,360	26,989
総資産額 (百万円)	16,622	17,050	21,576	26,143	31,137
1株当たり純資産額 (円)	233.57	230.12	269.67	335.34	475.82
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	18.95	2.00	41.02	68.31	144.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	15.99	-	35.85	59.33	124.94
自己資本比率 (%)	89.4	88.6	80.4	77.9	86.7
自己資本利益率 (%)	7.0	0.6	14.0	19.4	31.8
株価収益率 (倍)	6.1	-	4.1	5.4	9.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,192	1,452	3,034	53	18,778
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	55	37	445	22	11
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	731	300	1,422	504	3,983
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,526	4,647	3,402	3,937	18,717
従業員数 (人)	58	57	45	45	46
(外、平均臨時雇用者数)	(6)	(5)	(5)	(4)	(4)

(注) 1. 第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

- 第13期の連結会計年度より、豪州ワンボ社(Wambo Coal Pty Ltd)からの配当収入は「営業外収益」から「売上高」に表示する方法に変更しており、過年度の連結会計年度の「売上高」を組替えております。
- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第14期の期首から適用しており、第14期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 当社は従来、端数処理を百万円未満切り捨てとしておりましたが、第15期より百万円未満を四捨五入して記載しております。なお、比較を容易にするため、第14期以前の連結経営指標等の表記につきましても百万円未満を四捨五入して記載しております。また、1株当たり情報も同様に変更しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	220	230	208	203	207
経常利益 (百万円)	1,315	2,539	72	2,017	3,132
当期純利益 (百万円)	1,333	2,562	407	2,072	3,224
資本金 (百万円)	2,501	2,501	2,501	2,501	2,501
発行済株式総数 (株)					
普通株式	58,892,853	58,892,853	58,892,853	58,892,853	58,892,853
第二種優先株式	7,140,000	7,140,000	7,140,000	7,140,000	7,140,000
純資産額 (百万円)	8,589	11,051	11,321	12,768	14,942
総資産額 (百万円)	8,746	11,162	11,467	16,525	15,136
1株当たり純資産額 (円)	112.34	156.03	160.06	192.69	241.62
1株当たり配当額 (円)					
(普通株式)	3.00	3.00	5.00	7.50	60.00
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(第二種優先株式)	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	24.80	47.03	7.16	38.49	61.79
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	20.92	40.76	6.44	33.53	53.49
自己資本比率 (%)	96.6	99.0	98.7	77.3	98.7
自己資本利益率 (%)	16.7	26.3	3.6	17.2	23.3
株価収益率 (倍)	4.7	2.6	23.6	9.6	22.3
配当性向 (%)	12.1	6.4	69.9	19.5	97.1
従業員数 (人)	12	12	12	15	14
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
株主総利回り (%)	93.7	101.6	141.7	304.3	1,147.6
(比較指標：配当込みTOPIX)	(90.5)	(128.6)	(131.2)	(138.8)	(196.2)
最高株価 (円)	159	141	194	464	5,570
最低株価 (円)	95	106	114	160	303

(注) 1. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第14期の期首から適用しており、第14期以降に係る主要な経営指標等から、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 当社は従来、端数処理を百万円未満切り捨てとしておりましたが、第15期より百万円未満を四捨五入して記載しております。なお、比較を容易にするため、第14期以前の経営指標等の表記につきましても百万円未満を四捨五入して記載しております。また、1株当たり情報も同様に変更しております。

2【沿革】

2008年10月	住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の単独株式移転により持株会社住石ホールディングス株式会社を設立し、東京証券取引所に新規上場（住友石炭鉱業株式会社は2008年9月に上場廃止）
2009年8月	住石貿易株式会社を設立
2009年10月	住石マテリアルズ株式会社の石炭事業部門を住石貿易株式会社へ事業譲渡
2016年4月	住石マテリアルズ株式会社の新素材事業部門及び採石事業部門（山陽事業所）を、新設分割により設立したダイヤマテリアル株式会社及び住石山陽採石株式会社へそれぞれ事業譲渡
2016年5月	住石マテリアルズ株式会社は、割り当てを受けたダイヤマテリアル株式会社及び住石山陽採石株式会社並びに同社の子会社である泉山興業株式会社の株式を、すべて住石ホールディングス株式会社（当社）へ現物配当により譲渡
2021年5月	住石山陽採石株式会社を売却
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場に移行

当社は、2008年10月1日に住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の単独株式移転により、同社を完全子会社とする持株会社として設立いたしました。住石マテリアルズ株式会社の沿革は以下のとおりであります。

1691年 (元禄4年)	別子銅山開坑
1893年11月	庄司砒（九州）を入手、石炭業に着手
1894年4月	忠隅砒（九州）を入手
1924年10月	坂炭砒株式会社（北海道）の経営に参加
1925年10月	坂炭砒株式会社の商号を住友坂炭砒株式会社に変更
1927年6月	住友別子鉱山株式会社を設立（注）住石マテリアルズ株式会社の設立登記日となる
1928年6月	住友九州炭砒株式会社を設立
1930年4月	住友坂炭砒株式会社と住友九州炭砒株式会社が合併し、住友炭砒株式会社を設立
1937年6月	住友別子鉱山株式会社と合併し、商号を住友鉱業株式会社に変更
1946年1月	商号を井華鉱業株式会社に変更
1949年10月	東京・大阪両証券取引所に株式上場
1950年2月	本社を大阪市から東京都に移転
1950年3月	過度経済力集中排除法により、金属鉱山部門（現 住友金属鉱山株式会社）、土木部門（現 三井住友建設株式会社）、調度部門（株式会社新居浜大丸）を分離する
1952年7月	商号を住友石炭鉱業株式会社に変更
1971年10月	奔別砒・歌志内砒閉山、赤平砒一山体制となる。
1979年10月	赤平炭砒を分離して住友石炭赤平炭砒株式会社を設立
1983年5月	赤平技術サービス株式会社（株式会社イズミテック）を設立
1988年10月	豪州の炭鉱会社 Wambo Mining Corporation Pty Ltd.（現 Wambo Coal Pty Ltd）に資本参加
1994年2月	赤平炭砒を閉山（1994年3月 住友石炭赤平炭砒株式会社解散）
1998年4月	泉山興業株式会社を買収
2001年1月	豪州の炭鉱会社 Wambo Mining Corporation Pty Ltd. を売却
2002年10月	株式会社エスシーエム興産を会社分割により設立
2003年3月	株式会社イズミテックを吸収合併
2004年9月	株式会社エスシーエム興産を売却
2008年10月	商号を住石マテリアルズ株式会社に変更

3【事業の内容】

当企業集団は、当連結会計年度末現在、連結財務諸表提出会社（以下「当社」）、子会社4社（うち連結子会社4社）、関連会社1社（うち持分法適用会社1社）及びその他の関係会社1社により構成されており、その主要な事業内容と当企業集団の事業に係わる位置づけ等は次のとおりであり、当該3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

石炭事業部門

当企業集団では、連結子会社である住石貿易株式会社が石炭の仕入及び販売を行っております。また、連結子会社である住石マテリアルズ株式会社が、豪州ワンボ社（Wambo Coal Pty Ltd）のBクラス株式を保有しております。

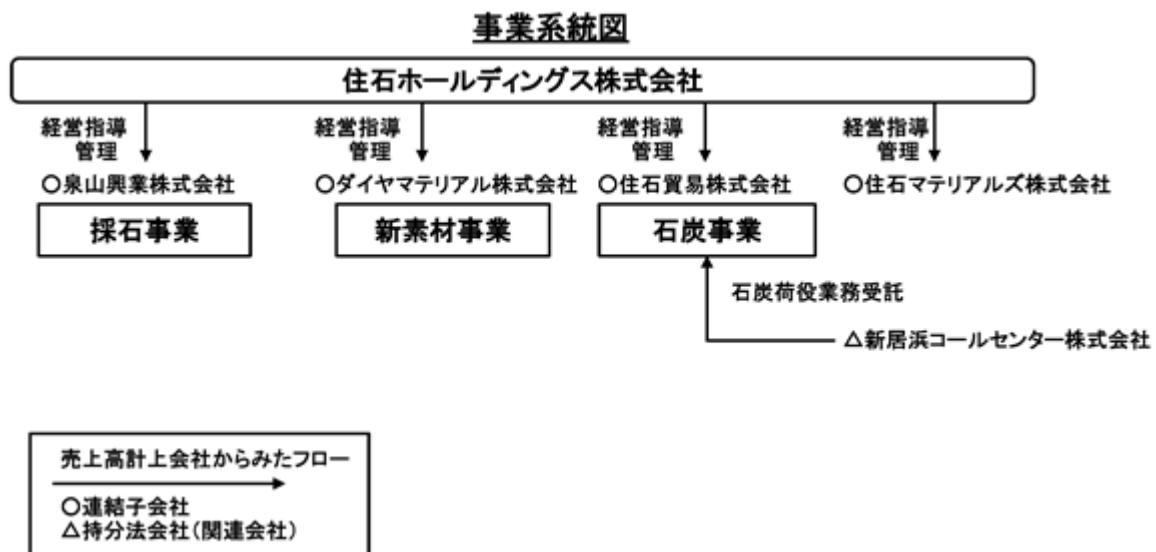
新素材事業部門

当企業集団では、連結子会社であるダイヤモンド材料株式会社が工業用人工ダイヤモンドの製造、仕入及び販売を行っております。

採石事業部門

当企業集団では、連結子会社である泉山興業株式会社が、岩石の採取、加工及び販売を行っております。

以上述べた事項を事業系統図に示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 住石マテリアルズ株式会社	東京都港区	100	資産の管理等	100.0	役員の兼任 5名 経営指導を行っている。 資金支援を受けている。
住石貿易株式会社 (注) 4	東京都港区	100	石炭事業	100.0	役員の兼任 4名 経営指導及び資金支援を行っている。
ダイヤモンドマテリアル株式会社	北海道赤平市	90	新素材事業	100.0	役員の兼任 1名 経営指導を行っている。 資金支援を受けている。
泉山興業株式会社	青森県上北郡六ヶ所村	90	採石事業	100.0	役員の兼任 1名 経営指導を行っている。 資金支援を受けている。
(持分法適用関連会社) 新居浜コールセンター株式会社	愛媛県新居浜市	50	倉庫業	40.0 (40.0)	役員の兼任 1名 住石貿易株式会社が石炭荷役を委託している。
(その他の関係会社) 株式会社麻生 (注) 3, 5	福岡県飯塚市	3,580	医療関連事業 建設関連事業	(被所有) 49.1	-

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称又は業種を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. 株式会社麻生は、有価証券報告書を提出しております。

4. 住石貿易株式会社は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報の石炭事業部門の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が100分の90を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5. 2024年5月22日提出した臨時報告書の通り当社の親会社に異動しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
石炭事業部門	9 (-)
新素材事業部門	8 (4)
採石事業部門	15 (-)
報告セグメント計	32 (4)
全社(共通)	14 (-)
合計	46 (4)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
14 (-)	50.4	19.1	8,122,573

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	14 (-)
合計	14 (-)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

- ・提出会社
労働組合はありません。
- ・連結会社
労働組合はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

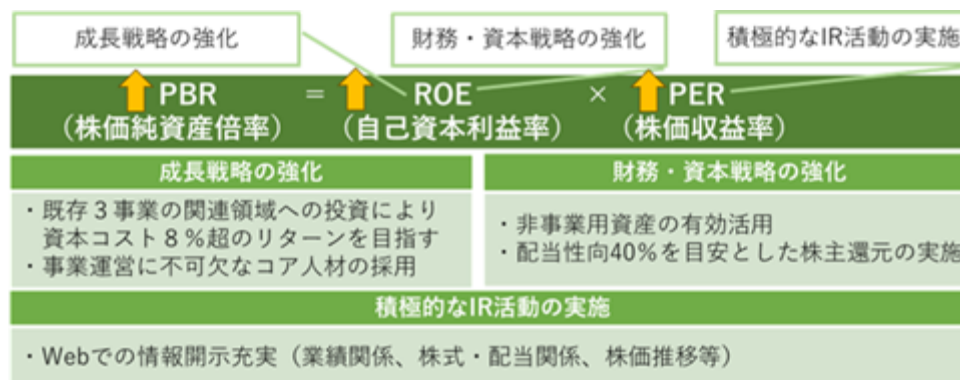
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、一般炭を中心に日本の経済発展に不可欠な石炭を安定的に供給することを主たる事業目的としつつ、カーボンニュートラル（脱炭素化）の進展によるエネルギー需給構造の変化等、国際的な環境変化に適合した新たなビジネスモデルの構築、推進に注力している過程にあります。

現時点においては、当該経営戦略を前提とする中期経営計画の策定、公表には至っていない状況にありますが、持続的成長と中長期的な株主価値の向上のためには「成長戦略の強化」、「財務・資本戦略の強化」及び「積極的なIR活動の実施」が必須と考え、まずは翌事業年度の経営において実践することで、ROE 8%以上、PBR 1倍超を維持してまいります。



今後の見通しといたしましては、景気や個人消費は緩やかに回復していますが、一方でロシアや中東地域の情勢等、十分留意する必要があり、依然として先行き不透明な状況が続くと見込まれます。

このような状況下、当社グループ各事業の次期連結業績見通しに係る収益向上に向けた取り組みは次のとおりです。

石炭事業部門については、カーボンニュートラル（脱炭素化）に向けた国内外の政策による影響を踏まえて、既存顧客のニーズに対応しつつ、再生可能エネルギーであるバイオマス等を取り扱う物流基地としての機能向上にも取り組んで参ります。

新素材事業部門については、通信、省エネ関連部材の製造工程に不可欠な研磨材の需要が拡大しており、このような状況下、特に化合物半導体関連企業との関係を強化し、当該需要を取り込みます。

採石事業部門については、今後のプロジェクト工事を含む公共事業からの需要に対応すべく、生産現場の効率化を推進します。

当社グループといたしましては、持株会社体制の確立により上記取り組みによる収益力の改善を推し進めるとともに、強固な経営基盤を構築し、企業価値の向上を図ってまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次のとおりであります。

当社グループは、気候変動など地球環境保護への高まりを受け、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）が重要な経営課題であると認識し、当社グループの企業価値の向上及び社会の持続的な成長への取り組みを加速させるため、以下のサステナビリティ基本方針を策定し、当該方針及び施策等を推進させるべくサステナビリティ委員会を新たに設置しました。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ基本方針

住石ホールディングスグループは、すべてのステークホルダーとの協働による価値創造により企業価値向上に取り組み、職場環境整備及び地球環境保護への配慮、人材の多様性確保等を推進することにより社会の持続的成長に貢献してまいります。

全てのステークホルダーのために

株主、顧客・取引先、地域社会、当社グループの従業員を含め全てのステークホルダーの皆様と共存共栄できるような企業文化・風土の醸成に取り組んでまいります。








環境整備・保護のために

各事業部の製造加工現場における安全を最優先事項とし、全ての職場環境の整備に取り組むとともに、当社グループのCO2排出量削減への取り組み及び顧客のバイオマス等への燃料転換によるCO2排出量削減にも積極的に協力していくことにより、地球環境保護に貢献してまいります。

人材の多様性の確保のために

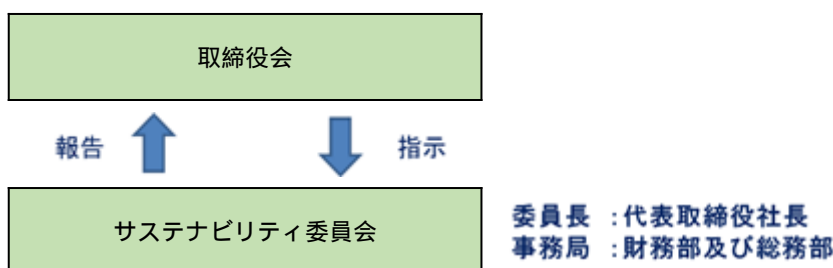
異なる経験・技能・属性を反映した多様な価値観を尊重し、その強みを発揮できる人材育成・環境整備方針を策定・実践することにより、人材の成長と共に当社グループの企業価値向上に取り組んでまいります。

(2) 重要課題（マテリアリティ）

基本方針	重要課題（マテリアリティ）	関連するSDGs		
全てのステークホルダーのために	<ul style="list-style-type: none"> ○法令・社会規範の遵守と監督 ○公平・公正な取引の実行と監督 ○従業員の公正な処遇 ○適時適切な情報の開示 			
環境整備・保護のために	<ul style="list-style-type: none"> ○各事業部の製造加工現場における安全が最優先事項 ○全ての職場環境の整備・充実 ○CO2排出量削減への取り組み 			
人材の多様性確保のために	<ul style="list-style-type: none"> ○人権の尊重 ○多様な価値観の尊重 ○多様な価値観を發揮できる人材育成及び環境整備方針の策定・実践 			

(3) サステナビリティ推進体制

当社グループは、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置いたしました。原則四半期に一度開催し、サステナビリティに関連する事項の対応を推進してまいります。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」で全会一致で採択された、2030年までの新たな「持続可能な開発目標」。17の目標と169のターゲットから構成されています。

(4) 気候変動（TCFD）への取り組み

当社グループは、2023年3月1日にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に賛同することを表明いたしました。

今後もTCFDのフレームワークに基づく情報開示を充実させるとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。



1. ガバナンス

当社グループは、サステナビリティ基本方針に基づき、CO2排出量削減への取り組みを重要課題（マテリアリティ）に選定し、サステナビリティ委員会にて気候変動を含めサステナビリティに関する方針・計画の策定、実行に係る進捗管理及び評価を行い、定期的に取り締役に報告を行います。

2. 戦略

当社グループは、気候変動を中長期的なリスクと捉え、脱炭素への移行面での影響が顕在化する「2未満シナリオ」（移行リスク）、温暖化により物理面での影響が顕在化する「4シナリオ」（物理的リスク）を設定し、気候変動が当社グループに与える影響につき下記表のとおり、検討を実施しました。

気候変動ドライバー		セグメント	区分	重要度	リスクと機会の説明	
移行リスク	市場技術	トランジション・再生可能エネルギーの普及	石炭事業部	機会	高	石炭に代わり、バイオマス発電に使用されるヤシ殻（PKS）等の販売機会が増加する
			新素材事業部 採石事業部	リスク	中	再生可能エネルギーの普及により、当社グループが利用する電気料金等が高騰し、コスト増加となる
		省エネ関連部材の普及	新素材事業部	機会	中	使用電力量の削減効果の大きい省エネ関連部材の製造工程に不可欠な研磨材の需要が拡大する
	気候変動に関する政策	炭素税の導入	石炭事業部	リスク	高	炭素税の導入により、取引先の脱炭素への取り組みが加速され、石炭需要が減少する
		温室効果ガス削減義務の強化	新素材事業部 採石事業部	リスク	低	温室効果ガス削減義務が強化され、既存の設備の改廃を余儀なくされる
		評価	イメージの低下	全社	リスク	中
物理的リスク	急性	大雨等の自然災害	石炭事業部	リスク	中	大雨などの自然災害により炭鉱の稼働が低下する
			採石事業部	リスク	低	大雨などの自然災害により採石場が被災し、稼働が低下する
	慢性	持続的な海面上昇	石炭事業部	リスク	中	海面の上昇により、石炭ヤードが使用できなくなり、海面上昇対策のための追加コストが生じる

3. リスク管理

当社グループでは、サステナビリティ委員会において、気候変動関連のリスクと機会を把握し、対応状況のモニタリングを実施し、再検討等を実施します。

4. 指標及び目標

当社グループでは、気候変動関連が経営に及ぼす影響を評価・管理するため、温室効果ガス（CO2）排出量を測定しました。当社グループの2024年3月期のScope1及びScope2の排出量は以下のとおりであります。

当社グループでは、国等から借りていた旧炭鉱跡地（43.5ha、東京ドーム約9個分）については既に植林を実施し、国等に返還しております。当社グループ保有の旧炭鉱跡地等（合計64.4ha、東京ドーム約14個分）についても植林を実施しており、今後も植林活動及び森林整備により温室効果ガス（CO2）の削減に取り組んでまいります。

Scope1	Scope2	合計
1,281tCO2	460tCO2	1,741tCO2

- （注）・当社及び全ての連結子会社を集計範囲としています。
- ・ Scope 1：当社グループ自らによる温室効果ガスの直接排出量
 - ・ Scope 2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用による間接排出量

当社グループは、日本における地球環境保護への取り組みを加速させるため、以下の法人に加盟しております。



一般財団法人カーボンフロンティア機構

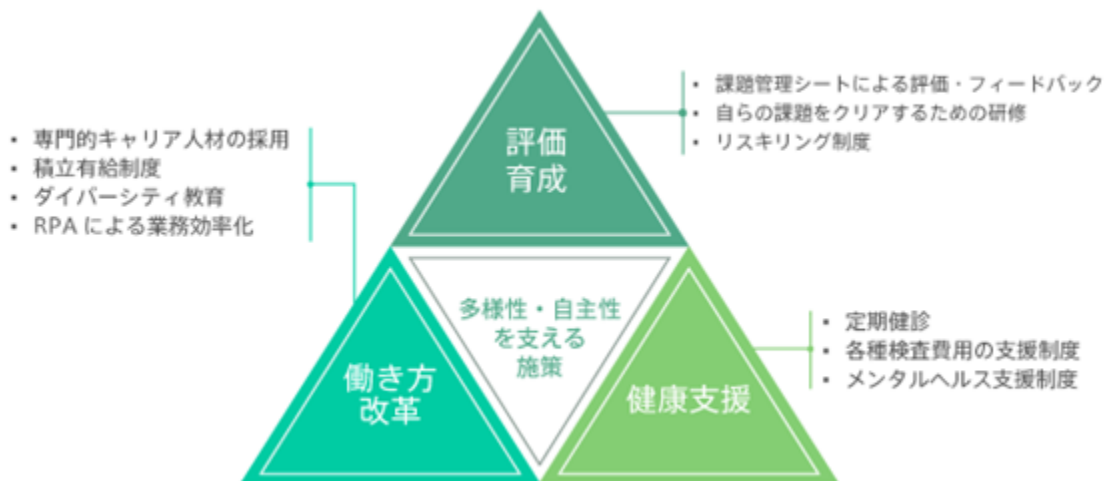


一般社団法人カーボンリサイクルファンド

(5) 人的資本・多様性への取り組み

1. 人材戦略に関する基本方針と具体的な施策

当社グループでは、多様性と自主性を備えた個人が当社グループの成長の源と考えており、社員の成長が当社グループの成長につながる以下の施策を推進しています。



2. 人材戦略に関する指標と目標

施策区分	各種施策とKPI
健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期健診受診率100%を維持 ・ 有所見者の精密検査受診率の向上
働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有給休暇の取得率100% ・ ダイバーシティに係る所定研修の定期的な受講
評価・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な処遇のための課題管理シートによる年度評価とフィードバック ・ 自らの課題をクリアするための研修（リスキリングを含む）の受講向上

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性のあるリスク及び変動要因と、その他投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、気候変動（TCFD）に係るリスクについては、「2．サステナビリティに関する考え方及び取組（4）気候変動（TCFD）への取り組み」に記載しております。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 信用リスク

当社グループでは、多様な商品取引活動により国内外の取引先に対して発生する種々の信用リスクに対して、各事業部門において、信用リスクを定量・定性面から管理・評価し、与信限度・債権状況を定期的にモニタリングするとともに、各事業部門より独立した部署が回収状況及び滞留債権状況を定期的にレビューし、回収可能性の検討を行い必要な処理を行っております。

(2) 金利変動リスク

当社グループでは、資金調達を主に銀行借入により行っており、借入金残高は減少しておりますが、金利変動リスクがあります。金利上昇によるコストの増加を事業活動において吸収できない場合は、経営成績に影響を与える場合があります。

(3) 海外投資リスク

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社は豪州ワンボ社（Wambo Coal Pty Ltd）のBクラス株式を保有しております。同社を運営している米国のピーボディ社等の業務状況等は、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

(4) 資産価値

当社グループが保有している固定資産は、時価や収益価値をもとに資産価値を検討していますが、今後時価の下落、収益性の低下、保有方針の変更に伴い資産価値が下落した場合、その結果が当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 海外情勢リスク

当社の連結子会社である住石貿易株式会社の石炭事業部門は、原油及び天然ガス等の国際的な資源市況の動向や、主たる仕入先の豪州、インドネシア等の政治経済環境の大幅な変化或いは法律改正等の予期せぬ事象により、業績に影響を受ける可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和により、景気や個人消費は緩やかに回復していますが、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や、世界的な金融引締めに伴う影響など依然として先行き不透明な状況となっております。

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の事業につきましては、主力である石炭事業部門において前連結会計年度に発生した石炭市況の高騰は、当連結会計年度に入り、エネルギー需要が緩み、軟化傾向が続きました。

a. 財政状態

（資産）

当連結会計年度末の総資産は、売上債権や商品及び製品等が減少したものの、現金及び預金や投資有価証券等が増加したことから、前連結会計年度末に比べて4,994百万円増加し、31,137百万円となりました。

（負債）

当連結会計年度末の負債は、仕入債務やその他の流動負債等の増加があったものの、短期借入金の減少等により、前連結会計年度末に比べて1,635百万円減少し、4,148百万円となりました。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産は、自己株式の取得による減少があったものの、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等による利益剰余金の増加等により、前連結会計年度末に比べて6,629百万円増加し、26,989百万円となり、自己資本比率は86.7%となりました。

b. 経営成績

当連結会計年度における経営成績は、売上高22,599百万円（前期比43.4%減）、経常利益8,106百万円（前期比117.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益7,530百万円（前期比105.4%増）と減収増益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

石炭事業部門では、当連結会計年度は、エネルギー需要の緩みにより石炭市況の軟化が見られましたが、石炭取引数量は堅調に推移（前期比9.3%増）し、また、出資先の豪州ワンボ社からの受取配当金が増加したこと等から、売上高は21,799百万円（前期比44.4%減）、セグメント利益は8,679百万円（前期比113.4%増）と減収増益となりました。

新素材事業部門では、当連結会計年度は、化合物半導体、自動車部品向け研磨材販売は順調に推移しましたが、スマートフォン、HDD向け研磨材販売が大幅に落ち込み、売上高は275百万円（前期比10.8%減）、セグメント利益は44百万円（前期比41.0%減）と減収減益となりました。

採石事業部門では、当連結会計年度は、風力発電工事への出荷が好調に推移し、生産及び販売が順調であったため、売上高は525百万円（前期比40.7%増）、セグメント利益は94百万円（前期比200.0%増）と増収増益となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ14,780百万円増加し、18,717百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、持分法投資損益77百万円や退職給付に係る負債12百万円の減少等による支出があったものの、税金等調整前当期純利益7,682百万円の計上や棚卸資産7,343百万円の減少等により、18,778百万円の収入(前期は53百万円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出10百万円や有形固定資産の除却による支出7百万円等により、11百万円の支出(前期は22百万円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の減少2,857百万円や自己株式の取得による支出680百万円の支出等により、3,983百万円の支出(前期は504百万円の収入)となりました。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年同期比(%)
新素材事業部門(百万円)	101	4.7
採石事業部門(百万円)	322	17.2
合計(百万円)	423	14.0

(注)金額は販売原価であり、セグメント間取引については相殺消去しております。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年同期比(%)
石炭事業部門(百万円)	21,799	44.4
新素材事業部門(百万円)	275	10.8
採石事業部門(百万円)	525	40.7
合計(百万円)	22,599	43.4

(注)1.セグメント間取引については相殺消去しております。

2.最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、Wambo Coal Pty Ltdについては、前連結会計年度の当該割合が100分の10未満であるため、また、王子グリーンリソース株式会社については、当連結会計年度の当該割合が100分の10未満であるため、それぞれ記載を省略しております。

3.Wambo Coal PTY Ltdの販売実績は受取配当金によるものであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
Wambo Coal Pty Ltd	-	-	8,182	36.2
水島エネルギーセンター株式会社	11,391	28.6	5,405	23.9
王子グリーンリソース株式会社	9,527	23.9	-	-

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に係る会計方針及び見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 及び 重要な会計上の見積り」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

1. 当社グループの当連結会計年度の経営成績等

(1) 売上高

当連結会計年度の連結売上高は、主力である石炭事業部門において前連結会計年度に発生した石炭市況の高騰は、当連結会計年度に入り、エネルギー需要が緩み、軟化傾向が続きました。

当連結会計年度の連結売上高は、22,599百万円（前期比43.4%減）となりました。

(2) 営業利益

当連結会計年度の連結営業利益は、8,009百万円（前期比108.6%増）となりました。

(3) 経常利益

当連結会計年度の連結経常利益は、8,106百万円（前期比117.9%増）となりました。

(4) 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、7,530百万円（前期比105.4%増）となりました。

(5) 自己資本比率及び自己資本利益率（ROE）

当連結会計年度の自己資本比率は、親会社株主に帰属する当期純利益計上等により86.7%（前連結会計年度は77.9%）となり、自己資本利益率（ROE）は31.8%（前連結会計年度は19.4%）となりました。

2. 当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

3. 当社グループの当連結会計年度の財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

4. 資本の財源及び資金の流動性

運転資金並びに石炭中継基地等への投資については、手元資金等で対応しております。

また石炭市況の変動等により運転資金等の調達を実施いたしますが、営業活動による収益、豪州ワンボ社（Wambo Coal Pty Ltd）からの継続的な受取配当金等の営業キャッシュ・フローを財源に、引き続き有利子負債の圧縮を進めてまいります。

当連結会計年度末現在において重要な資本的支出の予定はありませんが、今後も財務体質の改善と強化を図ってまいります。

なお、キャッシュ・フローの状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、持続的な成長と企業価値向上を目的として、株式会社麻生（以下「麻生」といいます。）との間で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うことを決議し、同日付で麻生との間で資本業務提携契約（以下「本契約」といいます。）を締結しました。

詳細は、『第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表(2 財務諸表等 (1) 財務諸表) 注記事項 (重要な後発事象)』に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

当連結会計年度の新素材事業部門において支出した試験研究費の総額は0百万円であり、主な研究開発として次のものがあります。

（衝撃圧縮ダイヤモンド合成法の応用研究）

衝撃圧縮（ショックコンパクション）法により製造される多結晶ダイヤモンドは、主に研磨用途として多方面にわたる分野で使用されており、より高研削用途としての要望が高まっています。当社としましてはこの様な環境のなかで、製造方法の改良研究とともに、高研削ダイヤモンドの開発を進めてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において当社グループの設備投資の総額は47百万円であります。その主なものは、採石事業部門の生産設備の投資等（45百万円）であります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都港区)	全社部門	本社設備工事 等	16	-	- (-)	-	4	20	14 (-)

(2) 国内子会社

2024年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容 (セグメント)	帳簿価額						従業員数 (名)
			建物及 び構築 物 (百万円)	機械装 置及 び運 搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
住石マテリアルズ 株式会社	本社ほか (東京都港区ほか)	炭鉱跡地統括業務等 (全社部門)	13	-	4,230 (3,022,790)	-	0	4,244	- (-)
住石貿易株式会社	本社、貯炭場 (東京都港区、愛媛県松山 市、佐賀県伊万里市ほか)	貯炭設備等 (石炭事業部門)	135	61	609 (21,525)	-	0	807	9 (-)
ダイヤマテリアル 株式会社	本社 (北海道赤平市)	人工ダイヤ製造設備 等 (新素材事業部門)	46	0	24 (36,580)	-	0	70	8 (4)
泉山興業株式会社	本社、砕石工場 (青森県上北郡六ヶ所村)	砕石生産設備等 (採石事業部門)	93	16	- (-)	84	2	196	15 (-)

(注) 1. 帳簿価額には建設仮勘定の金額を含んでおりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は()内に年間平均人員(8時間換算)を外数で記載してあります。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	136,032,000
第二種優先株式	7,140,000
計	143,172,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年6月27日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	58,892,853	58,892,853	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株(注)1
第二種優先株式	7,140,000	7,140,000		単元株式数 500株(注)2
計	66,032,853	66,032,853		

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

1 優先株式配当金

(1) 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき年14円を上限として、次に定める額の剰余金の配当(以下「第二種優先株式配当金」という。)を支払う。第二種優先株式配当金の額は、優先株式の発行価額350円に、それぞれの事業年度ごとに第二種配当率(以下に定義される。)を乗じて算出した額とする。第二種優先株式配当金は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。計算の結果、各事業年度にかかる第二種優先株式配当金が1株につき14円を超える場合は、当該事業年度の第二種優先株式配当金は14円とする。

・「第二種配当率」は、下記算式により計算される年率とする。

第二種配当率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物)(以下に定義される。) + 0.5%

第二種配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、各事業年度の初日(銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値とする。午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)が上記いずれかの日において公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))又はこれに準ずるものと認められるものを、前記の平均値の算出において用いるものとする。

(2) ある事業年度において第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては第二種優先株式配当金を超えて配当はしない。

2 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、1株につき350円を支払う。第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては、上記に定めるほか、残余財産の分配は行わない。

3 株式の分割又は併合、新株引受権等の付与

法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者には、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

4 株式の買受け

普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の買受けを行うことができる。

5 株式の消却

取締役会の決議をもって、その有する普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の消却を行うことができる。

6 議決権

第二種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

7 取得請求権

第二種優先株主は、下記に定める取得を請求し得べき期間中、下記に定める条件で普通株式の取得を請求することができる。(以下、第二種優先株式にかえて普通株式を交付することを「転換」という。)

(1) 転換の条件

当初転換価額 普通株式 1株当たり300円

転換価額の調整

(A) 第二種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行・処分} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{1株当たり時価} \\ \text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数} \end{array}}$$

(a) 下記 (C)で規定する転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券、又は転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、調整後の転換価額は、その発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又はすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降これを適用する。

(B) 前記 (A)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

(C) 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記 (A) (b)但し書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(D) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

(E) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(F) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により発行すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\text{優先株主が転換請求のため} \\ \text{に提出した第二種優先} \\ \text{株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求権の行使があった場合の取扱い

第二種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得請求権の行使がなされた時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 取得請求期間

第二種優先株式発行の日から2032年8月9日までとする。

8 取得条項

(1) 第二種優先株式の取得を請求し得べき期間の末日（以下「第二種優先株式転換基準日」という。）が経過した場合には、会社法第170条の規定による取得の効力発生日において、第二種優先株式の全てを取得し、これと引換に以下に定める転換の条件に従って算出される数の普通株式を交付する。

(2) 第二種優先株式の取得により発行する普通株式数は、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を第二種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数とする。但し、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が下限転換価額（260円）を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を当該下限転換価額で除して得られる数とし、当該平均値が上限転換価額（600円）を上回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を当該上限価額で除して得られる数とする。

(3) 転換の条件に従って普通株式の数を算出するに当たっては、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入したうえで、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

（取得権行使があった場合の取扱い）

第二種優先株式の取得により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得された時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

3. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4. 普通株式と第二種優先株式は単元株式数が異なっております。2008年10月1日の株式移転に際して、普通株式については売買単位の集約を目的とした東京証券取引所の施策に沿って住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の普通株式1株に対して当社の普通株式0.2株を割当て、併せて単元株式数を500株から100株としたためであります。

5. 第二種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としている関係から、法令に定める場合を除き当社株主総会において議決権を有しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年4月1日～ 2015年3月31日 (注)	17,000	66,032,853	1	2,501	1	301

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	16	30	113	97	212	19,565	20,033	-
所有株式数 (単元)	-	42,930	15,938	291,694	34,936	652	202,382	588,532	39,653
所有株式数の 割合(%)	-	7.29	2.71	49.56	5.94	0.11	34.39	100.00	-

(注) 自己株式7,453,978株は「個人その他」に74,539単元、「単元未満株式の状況」に78株含まれております。

第二種優先株式

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数500株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数 (単元)	-	14,280	-	-	-	-	-	14,280	-
所有株式数の 割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

(A) 普通株式

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社麻生	福岡県飯塚市芳雄町7-18	25,229	49.05
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	2,441	4.75
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,324	2.57
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4丁目5-15	856	1.66
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1 大崎フォレストビルディング	836	1.63
SMBCファイナンスサービス 株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23-20	823	1.60
長崎駒樹	東京都新宿区	600	1.17
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目4-1	570	1.11
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	501	0.97
JP MORGAN CHASE BANK 385794 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1)	345	0.67
計		33,524	65.17

(注) 上記のほか、当社は自己株式7,454千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(B) 第二種優先株式

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	7,140	100.00
計		7,140	100.00

(注) 第二種優先株式は法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有していません。

所有議決権数別

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社麻生	福岡県飯塚市芳雄町7-18	252,287	49.08
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	24,410	4.75
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	13,237	2.58
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4丁目5-15	8,559	1.67
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1 大崎フォレストビルディング	8,359	1.63
SMBCファイナンスサービス 株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23-20	8,231	1.60
長崎駒樹	東京都新宿区	5,999	1.17
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目4-1	5,695	1.11
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内7-1)	5,005	0.97
JP MORGAN CHASE BANK 385794 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1)	3,454	0.67
計		335,237	65.22

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 7,140,000	-	「1(1) 発行済株式」の記載を参 照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,453,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,399,300	513,993	「1(1) 発行済株式」の記載を参 照
単元未満株式	普通株式 39,653	-	-
発行済株式総数	普通株式 58,892,853 第二種優先株式 7,140,000	-	-
総株主の議決権	-	513,993	-

【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 住石ホールディングス 株式会社	東京都港区西新橋 一丁目7番14号	7,453,900	-	7,453,900	11.29
計	-	7,453,900	-	7,453,900	11.29

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2020年5月15日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年6月26日開催の当社第12期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議し、本株主総会において承認可決されました。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役（以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し企業価値向上に対する経営責任を明確にするため、対象取締役に對し、以前のストックオプションとしての新株予約権に代えて、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として年額200百万円（うち社外取締役分30百万円）の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

(2) 譲渡制限付株式の総数

各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる譲渡制限付株式の総数は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に對しては300,000株を上限とし、監査等委員である取締役に對しては120,000株を上限とします。ただし、本事業年度においては、以前のストックオプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割り当てることに係る移行措置として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に對して616,400株、監査等委員である取締役に對して238,200株を上限として、対象取締役に對し割り当てる譲渡制限付株式の総数を別途設定します。

また、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の割当日から当社及び当社子会社の取締役、監査役、又は執行役員若しくは使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に對して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下「譲渡制限」という。）。

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日まで（以下、「役務提供期間」という。）に当社取締役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点において下記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、役務提供期間中継続して、当社取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2023年5月15日)での決議状況 (取得期間2023年5月16日~2023年8月31日)	2,800,000	680,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,903,900	679,994,400
残存決議株式の総数及び価額の総額	896,100	5,600
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	32.0	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	32.0	0.0

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	254	258,602
当期間における取得自己株式(注)	10	13,410

(注)当期間における取得自己株式には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間(注)	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	124,300	21,905,426	-	-
保有自己株式数	7,453,978	-	7,453,988	-

(注)当期間における保有自己株式数には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式等は含まれておりません。

3【配当政策】

配当額については、株主の皆様にご覧いただき、配当性向40%を目安に安定的な配当を継続して行うことを基本としつつ、当社を取り巻く経営環境や収益状況に対応して将来の事業展開に備えるため内部留保の充実などを勘案の上、決定する方針を採っております。

なお、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める事としております。

当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当については、上記方針に基づき以下のとおり実施しました。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2024年5月15日 取締役会決議	普通株式	3,086	60
	第二種優先株式	14	2

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、純粋持株会社として、グループ全体と事業子会社の経営を分離して、それぞれの権限と責任の明確化を図っております。

また、監査等委員会設置会社制度を採用し、取締役のうち3名以上を社外から選任することにより、取締役会の監督機能を充実するとともに、監査等委員会と、内部監査部門の連携により、監督機能の強化を図っております。リスクマネジメントやコンプライアンスについては、体制作りと周知徹底に取り組んでおり、今後とも当社はコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題のひとつとして、その充実を図ってまいります。

(2)企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

取締役会は、提出日現在、取締役9名(取締役(監査等委員)3名を含む)で構成し、重要な業務執行その他取締役会規則に定めた決議事項について決定を行っております。原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。なお、取締役会の議長は、代表取締役社長森省輔氏であります。

当事業年度(2023年4月1日より2024年3月31日)において当社は取締役会を14回開催しており、具体的な検討内容及び個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。なお、取締役会の議長は、代表取締役社長長崎駒樹氏であります。

具体的な検討内容	付議報告件数
経営戦略・サステナビリティ(TCFDを含む)関連	7
決算・財務関連	22
内部統制関連	4
人事関連	16
その他	4

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	長崎 駒樹	14回	14回
取締役	滝田 出	14回	13回
取締役	能登谷 正之	2回	2回
取締役	森 省輔	12回	12回
取締役	佐久間 博	14回	14回
取締役	松嶋 宏	14回	14回
取締役監査等委員(常勤)	伊万里 要一郎	14回	14回
取締役監査等委員	柿本 省三	14回	14回
取締役監査等委員	鎮西 俊一	14回	14回

(注)上記の取締役会の開催の他、会社法第370条及び当社定款第32条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が4回あり、上記の「具体的な検討内容」及び「付議報告件数」は、当該書面決議事項を含めて記載しております。

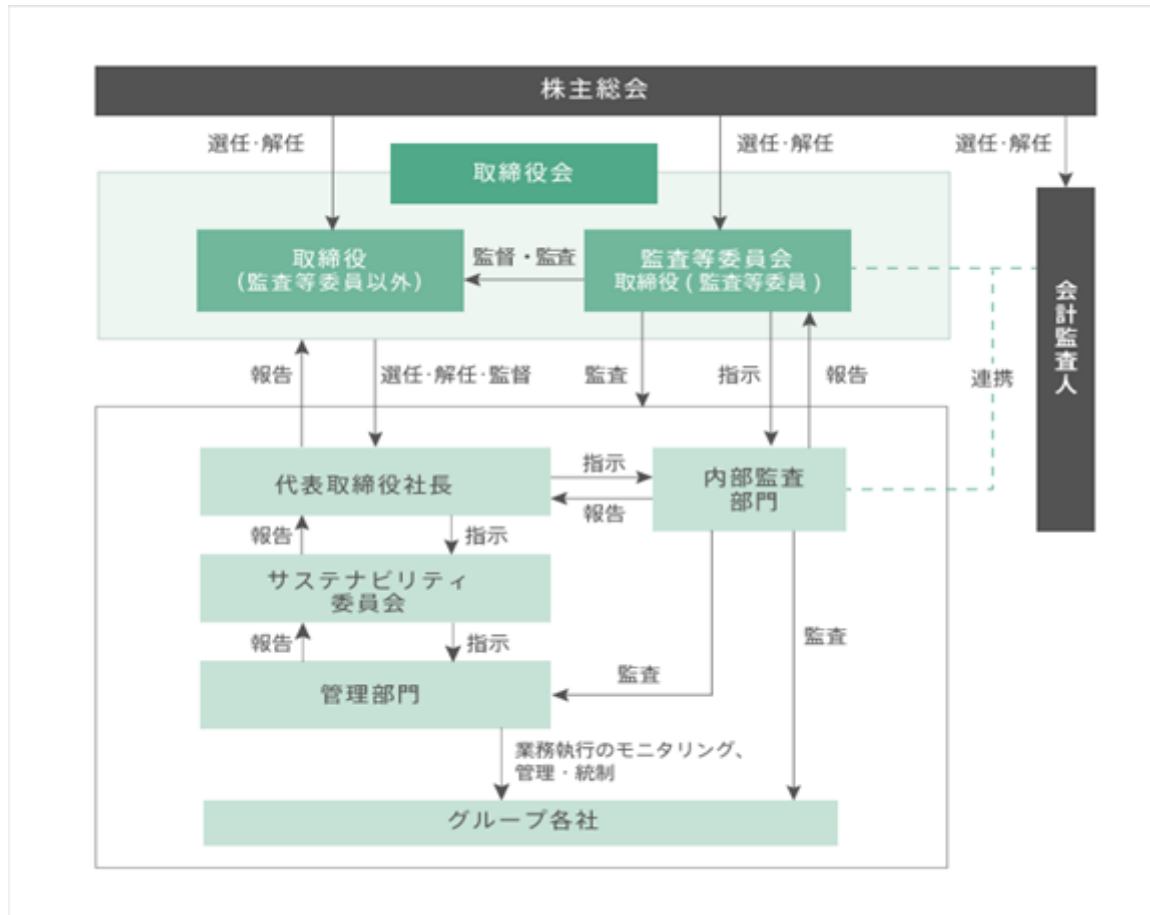
監査等委員会は提出日現在、取締役(監査等委員)3名(うち社外取締役2名)で構成され、互選により常勤の監査等委員を1名置いております。各監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席するほか、監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、当社及び子会社の業務及び財産の状況の調査等を行い、取締役の職務執行について監督することとしております。なお、監査等委員会の議長は、取締役監査等委員野口寛司氏であります。

定款規程の取締役数は14名以内(うち、取締役(監査等委員)は4名以内)であります。監査等委員でない取締役の任期は1年と定め、経営責任の明確化を図っております。

また、取締役会の意思決定に基づいた業務執行を分担する執行役員制度を導入しております。

執行役員は、提出日現在で5名となっております。執行役員の任期は1年であり、業務執行責任の明確化を図っております。

<コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制>



(注) 上記のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制に加え、2024年6月27日開催の取締役会にて、独立社外取締役で構成する指名委員会及び特別委員会を設置することを決議しました。

(3)企業統治に関するその他の事項

内部統制システムに関する基本的考え方及びその整備状況

当社は、法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議し、この決議に基づいて内部統制システムを適切に整備・運用しております。この決議の内容は下記のとおりであります。

- () 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社及び子会社の取締役は、取締役会による職務執行の適正な監督のため、定期的に又は必要に応じて職務執行の状況を取締役に報告する。
 - b 当社及び子会社の取締役は、法令及び定款に適合した適正な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。
- () 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役は、職務執行に係る情報について、法令、社内規程に従い、保存を行うとともに適正に管理する。
- () 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a リスク管理に関する社内規程に従い、担当部署が所管業務に関する当社グループ全体のリスクへの対応を主導的に実施するとともに、組織横断的なリスクについては取締役会等で適宜審議し、適切に対応する。
 - b 当社グループ全体の経営上の重要なリスクについては、取締役会等において、リスクの顕在化の防止に努めるとともに、万一顕在化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
 - c リスク管理体制の有効性については、内部監査部門である監査室が定期的に又は必要に応じて当社グループ全体の監査を行う。
- () 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a 取締役会は、原則として月1回又は必要に応じて随時開催する。また、取締役会付議事項を含む当社グループ全体の経営の重要事項については、当社及び子会社の取締役及び執行役員が出席する業績会議、その他の会議体において適宜報告・審議するなど、効率的な業務運営に努める。
 - b 当社及び子会社の取締役会の決定に基づく職務執行については、それぞれ代表取締役、業務担当取締役及び執行役員が適切かつ迅速に執行する。
- () 当社及び子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社及び子会社の取締役は、社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確化するとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
 - b 監査室は、当社グループ全体の法令及び定款遵守の状況、その他従業員の職務執行の状況について、定期的に又は必要に応じて監査するとともに、その結果を取締役会等に報告し、所要の改善を図る。
- () 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a 取締役は、当社グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を示し、その達成に向け、当社グループを挙げて取り組む。
 - b 取締役は、当社グループ会社取締役との意見交換を定期的に開催し、当社グループにおける経営課題の共有と解決に努める。
- () 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a 必要に応じて監査等委員会の業務補助のためスタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員会の同意を得るものとする。監査等委員会の業務補助を命ぜられたスタッフは、専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
 - b 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員は、経営上の重要なリスク等を発見したときは、監査等委員会に報告する。また、監査等委員会の求める事項について、いつでも、必要な報告を行うものとする。
 - c 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員が、前項に係る報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
 - d 監査等委員が職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - e 取締役会は、会計監査人及び監査室が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会の監査の実効性を確保する体制を整備する。

取締役の定数

当社の取締役は14名以内とし、この取締役のうち、取締役（監査等委員）は4名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票の方法によらないものとする旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な剰余金の配当等を行うことを目的とするものであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。また取得については、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財政状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）の責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

種類株式について

普通株式と第二種優先株式は単元株式数が異なっております。これは2008年10月1日の株式移転に際して、普通株式については売買単位の集約を目的とした東京証券取引所の施策に沿って住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の普通株式1株に対して当社の普通株式0.2株を割当て、併せて単元株式数を500株から100株としたためであります。

また第二種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としている関係から、法令に定める場合を除き当社株主総会において議決権を有しておりません。

(2) 【役員の状況】

(1) 役員一覧

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	森 省輔	1959年 5月22日生	1983年 4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 2011年 4月 同行執行役員本店営業第一部長 2014年 4月 同行常務執行役員国際統括部長 2017年 4月 同行専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 2019年 4月 株式会社明電舎執行役員副社長 2021年 4月 同社代表取締役副社長 2022年 4月 株式会社三井住友銀行 上席顧問 2023年 5月 当社顧問 2023年 6月 当社取締役 2024年 6月 当社代表取締役執行役員社長(現任) 住石マテリアルズ株式会社代表取締役社長(現任) 住石貿易株式会社代表取締役社長(現任)	(注) 2	普通株式 19,500
取締役	磯淵 一成	1967年 9月 7日生	1992年 4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 2009年 2月 同行ストラクチャードファイナンス営業部グループ長 2014年 4月 同行トレードファイナンス営業部(SNG) 副部長 2018年 4月 同行トレードファイナンス営業部(LN) 部長 2021年 6月 同行トレードファイナンス営業部(NY) 部長 2023年 5月 当社執行役員石炭事業担当 住石貿易株式会社執行役員石炭事業部長 当社取締役執行役員石炭事業担当(現任) 住石貿易株式会社取締役石炭事業部長(現任)	(注) 2	普通株式 0
取締役	宮澤 義典	1970年 8月27日生	1994年 4月 株式会社近鉄エクスプレス入社 2000年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2005年 7月 公認会計士登録 2015年10月 有限責任監査法人トーマツパートナー就任 2022年 9月 当社執行役員 2022年10月 当社執行役員財務部長 2024年 6月 当社取締役執行役員財務部長兼総務部長(現任) ダイヤモンド株式会社代表取締役社長(現任)	(注) 2	普通株式 8,400
取締役	麻生 巖	1974年 7月17日生	1997年 4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社SBI新生銀行) 入行 2000年 6月 麻生セメント株式会社(現株式会社麻生) 監査役 2001年 6月 同社取締役 2001年 8月 麻生セメント株式会社取締役 2005年12月 株式会社ドワンゴ社外取締役 2006年 6月 株式会社麻生代表取締役専務取締役 2008年10月 同社代表取締役副社長 2010年 6月 同社代表取締役社長(現任) 2014年 6月 日特建設株式会社社外取締役 株式会社KADOKAWA・DIWANGO(現株式会社KADOKAWA) 社外取締役 2015年12月 株式会社アイレップ社外取締役 2016年 1月 麻生セメント株式会社代表取締役社長 2016年10月 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社社外取締役 2017年 6月 都築電気株式会社社外取締役 2018年10月 日特建設株式会社取締役(現任) 2021年 6月 東都水産株式会社社外取締役 2022年 6月 大豊建設株式会社取締役(現任) 2024年 6月 当社取締役(現任)	(注) 2	普通株式 0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	大瀧 理	1963年7月10日生	1986年4月 麻生セメント株式会社(現株式会社麻生)入社 2001年8月 株式会社麻生財務部マネージャー 2003年4月 同社クリエイティブ・リエンジニアリング財務経 理グループマネージャー 2004年7月 同社経営支援本部財務経理グループマネージャー 2007年4月 同社経営支援本部財務経理グループシニアマネ ージャー 2007年7月 同社グループ経営事務局シニアマネージャー 2010年1月 同社経営支援本部財務経理部長 2010年4月 同社経営支援本部財務経理部長兼グループ業務支 援部経理財務室長 2011年4月 同社経営支援本部経理財務グループ部長兼経理財 務室長 2011年6月 麻生フォームクリート株式会社監査役(現任) 2012年4月 株式会社麻生経営支援本部経理財務部部長 2016年11月 Perseus Holdings株式会社代表取締役(現任) 2020年4月 株式会社麻生経理財務部部長 2020年6月 同社執行役員経理財務部部長 2022年6月 同社上席執行役員経理財務部部長(現任) 2024年6月 当社取締役(現任)	(注)2	普通株式 0
取締役	中村 幸雄	1949年1月2日生	1973年4月 日産火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン) 入社 2002年6月 同社取締役営業推進部長 2002年7月 損害保険ジャパン取締役常務執行役員関東本部長 2005年4月 同社専務執行役員北陸信越本部長 2007年6月 同社代表取締役専務執行役員 2009年6月 同社常勤監査役 2012年6月 同社顧問 2015年6月 経営コンサルタント(現任) 2024年6月 当社社外取締役(現任)	(注)2	普通株式 0
取締役 監査等委員 (常勤)	野口 寛司	1960年12月4日生	1985年4月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式 会社)入社 2009年10月 住石貿易株式会社執行役員石炭営業第2部長 2017年6月 同社常務執行役員石炭営業部長 2018年6月 当社執行役員 2019年6月 住石貿易株式会社執行役員業務部長 2022年10月 当社監査室 2023年12月 退職 2024年6月 当社取締役監査等委員(現任)	(注)3	普通株式 0
取締役 監査等委員	神谷 宗之介	1974年6月25日生	1999年4月 弁護士登録 大原法律事務所入所 2005年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2007年1月 神谷法律事務所開業(現任) 2009年8月 株式会社パシフィックネット社外取締役(現任) 2015年6月 昭和化学工業株式会社社外取締役 2016年6月 昭和化学工業株式会社社外取締役(監査等委員) (現任) 2022年6月 大豊建設株式会社社外取締役(現任) 2024年6月 当社社外取締役監査等委員(現任)	(注)3	普通株式 0
取締役 監査等委員	千田 浩一	1964年10月31日生	1987年4月 新日軽株式会社入社 1994年10月 青山監査法人(現PwC Japan有限責任監査法人)入 所 2001年3月 公認会計士登録 2005年12月 OPEスノーアライアンス株式会社取締役CFO 2008年3月 株式会社ワールド経営管理副本部長 2010年5月 株式会社シャルレ取締役 2012年8月 株式会社船場常務取締役管理本部長 2018年11月 リノベる株式会社取締役管理本部長 2023年10月 株式会社日本マニュファクチャリングホールディ ングス執行役員 2024年1月 千田公認会計士事務所(現任) 2024年6月 当社社外取締役監査等委員(現任)	(注)3	普通株式 0
計					普通株式 27,900

(注)1. 取締役 中村幸雄、神谷宗之介、千田浩一は、社外取締役であります。
2. 2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
3. 2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

(2) 社外役員の状況

当社は社外取締役役に、中村幸雄氏、神谷宗之介氏、千田浩一氏の3名を選任しております。

社外取締役中村幸雄氏は、経営全般にわたる豊富な経験と高い見識を有していることから、適任と判断しております。

監査等委員である社外取締役神谷宗之介氏は、弁護士として独立した立場から、当社の経営に対してその豊富な専門知識及び経験等を反映していただけるものと判断しております。

監査等委員である社外取締役千田浩一氏は、公認会計士として専門的な知識と経験等を有していることから、適任と判断しております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性の基準等は、特に定めておりませんが、企業経営の経験や専門性及び独立性等を総合的に判断し、社外取締役を選任しております。当社は、社外取締役3名全員を、それぞれ独立性を有するものと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役は、監査室及び会計監査人並びに内部統制部門から必要に応じて報告を受け、相互連携を図っております。

なお、当社の社外取締役が保有する当社の株式数は、(1) 役員一覧 に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は、2019年6月27日から監査等委員会設置会社へ移行し、当事業年度は常勤監査等委員1名並びに監査等委員2名の3名により運営をしております。

当事業年度の活動状況は、監査等委員会で定めた監査等委員会規則、監査等委員会監査基準、監査方針及び監査計画等に従い監査業務を行っております。また、監査等委員会は監査室、財務部及び総務部等の内部統制部門から必要に応じてヒアリングを実施する等により、内部統制の実施状況を把握しております。

当事業年度(2023年4月1日より2024年3月31日)において当社は、監査等委員会を15回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	監査等委員会	監査等委員会
	開催回数	出席回数
伊万里 要一郎	15回	15回
柿本 省三	15回	15回
鎮西 俊一	15回	15回

上記監査等委員会の開催回数及び出席回数は在任期間の回数であります。

なお、提出日現在の監査等委員会は3名体制で、常勤監査等委員 野口寛司氏、監査等委員 神谷宗之介氏、監査等委員 千田浩一氏であります。

監査等委員会における具体的な検討内容

-) 取締役の職務執行の監査及び監査報告の作成
-) 内部統制システムの構築及び運用状況
-) 会計監査人の監査の実施状況及び職務の執行状況

常勤監査等委員の主な活動

-) 取締役会その他の重要な会議への出席
-) 取締役及び関係部門からの報告、その他必要事項の聴取
-) 重要な決裁書類、契約書等の閲覧
-) 期中、期末監査において、本社及び子会社及び関係会社の、ア.資産、イ.業務の実施状況、ウ.組織、制度、諸規定等について、適正な運用、実施状況の調査
-) 会計監査人及び内部監査部門との連携を図り、監査の妥当性の確認と評価
-) 株主総会、日程手続き、事業報告及び計算書類等が法令、定款に準拠しているか監査
-) 取締役の選任、解任及び辞任並びに報酬等について監査等委員会の意見を決定する

内部監査の状況

提出日現在の内部監査部門である監査室は2名体制であり、監査等委員会及び会計監査人並びに財務部及び総務部等の内部統制部門と連携を図りながら内部監査を実施しております。

監査等委員会と監査室は、相互に連携を図りながら監査を実施し、随時情報、意見交換を行うとともに、監査結果については取締役会に対して直接報告を行う体制を構築しております。また、監査等委員会と会計監査人は、定期的に監査実施計画等についてディスカッションを行うとともに、監査実施結果等について、報告会を行っております。

会計監査の状況

- a. 監査法人の名称
R S M清和監査法人
- b. 継続監査期間
6年間

c. 業務を執行した公認会計士

戸谷 英之
 笥 悦生

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、会計士試験合格者等3名、その他4名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定にあたっては、当社の監査等委員会が定める会計監査人の選定基準に基づいて実施しています。特に監査法人におけるガバナンス、経営管理を含めた組織・体制の状況、当社グループのビジネスの内容やリスクに対する理解、品質管理体制の整備・実施状況が適切であること、独立性に関する事項等会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項を遵守していること、職業的専門家としての経験・知識を有する監査実施者を確保していること、当局検査対応等のコンプライアンスの状況、監査報酬の水準等を総合的に評価し選定する方針としています。RSM清和監査法人はこれらの観点において特段の問題なく選定基準に十分に評価できるものと考え会計監査人に選定いたしました。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査等委員会が定める会計監査人の評価基準に基づいて監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人の選定方針に記載した項目の他、監査チームの体制、監査計画の妥当性、監査等委員及び内部監査部門とのコミュニケーション、経営者との関係等を含め総合的に評価しております。

g. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	23	-	23	-
連結子会社	-	-	-	-
計	23	-	23	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬の決定方針は、監査公認会計士等の独立性を損ねることがないように考慮しつつ、且つ提示された監査報酬見積額が、当社の監査日数や当社の規模・業務の特性等の要素を勘案して適正に考慮されているかを検討し決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が、適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

(1) 役員報酬の額

取締役(監査等委員を除く)の報酬額

取締役(監査等委員を除く)の報酬額は、2019年6月27日開催の第11期定時株主総会において、賞与を含めて年額2億円以内(うち社外取締役分3千万円以内)と決議いただいております。なお、当該決議に係る取締役(監査等委員を除く)の員数は4名(うち社外取締役は1名)となっております。また、上記報酬額の範囲内で、2020年6月26日開催の第12期定時株主総会において、非金銭報酬(譲渡制限付株式)を割り当てる年額上限を300,000株と決議いただいております。なお、当該決議に係る取締役(監査等委員を除く)の員数は5名(うち社外取締役は2名)となっております。

取締役(監査等委員)の報酬額

取締役(監査等委員)の報酬額は、2019年6月27日開催の第11期定時株主総会において、賞与を含めて年額5千万円以内と決議いただいております。なお、当該決議に係る取締役(監査等委員)の員数は4名(うち社外取締役3名)となっております。また、上記報酬限度額の範囲内で、2020年6月26日開催の第12期定時株主総会において、非金銭報酬(譲渡制限付株式)を割り当てる年額上限を120,000株と決議いただいております。なお、当該決議に係る取締役(監査等委員)の員数は3名(うち社外取締役は2名)となっております。

(2) 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

基本報酬に関する方針

取締役(監査等委員を除く)の基本報酬は、取締役の役位、職責、在任期間等を総合的に勘案のうえ、取締役会が決定します。取締役(監査等委員)の基本報酬は、監査等委員の協議により決定します。

業績連動報酬等に関する方針

取締役(監査等委員を除く)業績連動報酬は、会社業績、担当部門業績並びに個人業績を総合的に勘案のうえ、取締役会が決定します。取締役(監査等委員)の業績連動報酬は、会社業績を勘案して、監査等委員の協議により決定します。

業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結営業利益・連結経常利益・連結税引前当期純利益であり、次の算式により決定されます。同指標を採用した理由は、会社の営業・投資活動の成果を明確に反映し、かつ透明性の高い指標と考えたからです。当事業年度の算定数値実績は153百万円です。

$$\text{業績連動報酬支給総額} = \text{連結営業利益} \times 2\% + \text{連結経常利益} \times 2\% + \text{連結税引前当期純利益} \times 2\%$$

非金銭報酬等に関する方針

取締役(監査等委員を除く)の非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)は、役位・職責・会社業績への貢献度を総合的に勘案の上、取締役会が決定します。取締役(監査等委員)の非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)は、監査等委員の協議により決定します。

報酬等の割合に関する方針

基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)の個人報酬に占める各割合は、会社業績、担当部門業績、個人業績等を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の比重が高まる構成とします。

報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は毎月支払います。業績連動報酬を支給する場合は、原則として、年1回、6月に支払います。非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)を割り当てる場合は、原則として年1回、同年に開催される定時株主総会から1年の間に割り当てるものとします。

取締役の個人別報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると、取締役会が判断した理由

取締役の個人別報酬等の内容決定に当たっては、取締役会で、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で決定しております。

(3)役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	98	53	31	14	6
(うち社外取締役)	(26)	(17)	(6)	(4)	(2)
取締役(監査等委員)	27	14	9	3	3
(うち社外取締役)	(18)	(9)	(6)	(2)	(2)
合計	125	67	41	17	9
(うち社外取締役)	(44)	(26)	(12)	(6)	(4)

(注) 上表には、2023年6月29日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役1名を含んでおります。当事業年度末の取締役(監査等委員を除く)の員数は5名、取締役(監査等委員)の員数は3名であります。

(5)【株式の保有状況】

当社は持株会社であり、連結子会社株式を除く、保有目的が純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の目的である投資株式は保有しておりません。

また当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)は住石マテリアルズ株式会社であります。

(1)投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的である投資株式は、流動資産の有価証券、純投資目的以外の目的である投資株式は、固定資産、投資その他の資産の投資有価証券に計上いたしますが、当連結会計年度末において、純投資目的である投資株式はありません。

(2)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループにおいて、保有方針及び保有の合理性を検証する方法は、継続的に当該株式の保有目的や、決算書類等で財政状態等を検討した上で、取締役会で保有継続の要否を検証しております。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である住石マテリアルズ株式会社については以下のとおりです。

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	19	2,574
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

1. 特定投資株式

該当事項はありません。

2. みなし保有株式

該当事項はありません。

(3)保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(4)当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

(5)当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号 以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、R S M清和監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、企業会計基準委員会の行う実務研修に適宜参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,937	18,717
受取手形	15	17
売掛金	3,756	2,117
商品及び製品	9,190	1,853
仕掛品	46	34
原材料及び貯蔵品	17	23
未収消費税等	166	10
その他	483	92
流動資産合計	17,609	22,863
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,917	1,798
減価償却累計額	5 1,514	5 1,495
建物及び構築物(純額)	403	304
機械装置及び運搬具	426	425
減価償却累計額	335	347
機械装置及び運搬具(純額)	90	78
土地	3, 4 5,283	3, 4 4,863
リース資産	124	163
減価償却累計額	49	79
リース資産(純額)	75	84
その他	127	129
減価償却累計額	120	122
その他(純額)	7	7
有形固定資産合計	5,858	5,336
無形固定資産		
その他	6	4
無形固定資産合計	6	4
投資その他の資産		
投資有価証券	1 2,542	1 2,847
繰延税金資産	38	4
その他	91	88
貸倒引当金	2	5
投資その他の資産合計	2,670	2,934
固定資産合計	8,534	8,274
資産合計	26,143	31,137

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,988	2,279
短期借入金	2,900	43
リース債務	25	35
未払金	23	9
未払費用	57	132
未払法人税等	48	48
賞与引当金	25	42
役員賞与引当金	26	51
その他	13	744
流動負債合計	5,105	3,382
固定負債		
リース債務	57	58
繰延税金負債	128	267
再評価に係る繰延税金負債	3 229	3 192
退職給付に係る負債	144	132
長期預り金	71	67
資産除去債務	36	36
その他	14	14
固定負債合計	679	766
負債合計	5,784	4,148
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,501	2,501
資本剰余金	947	969
利益剰余金	17,522	24,346
自己株式	815	1,474
株主資本合計	20,154	26,342
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	440	589
土地再評価差額金	3 235	3 58
その他の包括利益累計額合計	206	647
純資産合計	20,360	26,989
負債純資産合計	26,143	31,137

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	1 39,893	1 22,599
売上原価	34,728	13,164
売上総利益	5,165	9,434
販売費及び一般管理費	2, 3 1,325	2, 3 1,425
営業利益	3,840	8,009
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	7	8
固定資産賃貸料	52	52
持分法による投資利益	-	77
その他	6	7
営業外収益合計	65	143
営業外費用		
支払利息	42	1
持分法による投資損失	93	-
租税公課	15	15
その他	36	30
営業外費用合計	186	47
経常利益	3,719	8,106
特別利益		
固定資産売却益	4 0	4 5
短期売買利益受贈益	13	-
特別利益合計	14	5
特別損失		
固定資産除売却損	5 4	5 8
減損損失	6 48	6 419
和解金	15	2
特別損失合計	68	429
税金等調整前当期純利益	3,666	7,682
法人税、住民税及び事業税	106	95
法人税等調整額	107	57
法人税等合計	1	152
当期純利益	3,667	7,530
親会社株主に帰属する当期純利益	3,667	7,530

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	3,667	7,530
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	35	149
その他の包括利益合計	1 35	1 149
包括利益	3,632	7,679
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,632	7,679
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,501	938	14,139	471	17,107
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			3,667		3,667
剰余金の配当			289		289
自己株式の取得				376	376
自己株式の処分		8		32	40
土地再評価差額金の取崩			6		6
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	8	3,383	344	3,047
当期末残高	2,501	947	17,522	815	20,154

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	476	229	247	17,354
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				3,667
剰余金の配当				289
自己株式の取得				376
自己株式の処分				40
土地再評価差額金の取崩				6
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	35	6	41	41
当期変動額合計	35	6	41	3,006
当期末残高	440	235	206	20,360

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,501	947	17,522	815	20,154
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			7,530		7,530
剰余金の配当			413		413
自己株式の取得				680	680
自己株式の処分		22		22	44
土地再評価差額金の取崩			292		292
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	22	6,824	658	6,188
当期末残高	2,501	969	24,346	1,474	26,342

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	440	235	206	20,360
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				7,530
剰余金の配当				413
自己株式の取得				680
自己株式の処分				44
土地再評価差額金の取崩				292
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	149	292	441	441
当期変動額合計	149	292	441	6,629
当期末残高	589	58	647	26,989

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,666	7,682
減価償却費	106	108
減損損失	48	419
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	3
賞与引当金の増減額(は減少)	1	17
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	7	12
受取利息及び受取配当金	7	8
支払利息	42	1
持分法による投資損益(は益)	93	77
固定資産除売却損益(は益)	4	2
和解金	15	2
売上債権の増減額(は増加)	1,693	1,637
棚卸資産の増減額(は増加)	2,647	7,343
仕入債務の増減額(は減少)	495	291
未払消費税等の増減額(は減少)	4	727
その他	491	310
小計	614	18,448
利息及び配当金の受取額	7	8
利息の支払額	40	0
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	528	338
和解金の支払額	-	17
営業活動によるキャッシュ・フロー	53	18,778
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	18	10
有形固定資産の売却による収入	10	6
固定資産の除却による支出	4	7
無形固定資産の取得による支出	5	-
長期前払費用の取得による支出	4	0
その他の収入	-	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	22	11
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,200	2,857
リース債務の返済による支出	31	32
自己株式の取得による支出	376	680
配当金の支払額	289	413
財務活動によるキャッシュ・フロー	504	3,983
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	4
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	535	14,780
現金及び現金同等物の期首残高	3,402	3,937
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,937	1 18,717

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社名

連結子会社の数

4社

連結子会社名

住石貿易株式会社

住石マテリアルズ株式会社

ダイヤモンド株式会社

泉山興業株式会社

(2) 主要な非連結子会社名

該当なし

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び会社名

持分法を適用した非連結子会社

該当なし

持分法を適用した関連会社の数

1社

会社名

新居浜コールセンター株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の会社名

持分法を適用しない非連結子会社

該当なし

持分法を適用しない関連会社

該当なし

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ

時価法

棚卸資産

総平均法による原価法

なお、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

採石事業部門及び一部の子会社については定額法、その他の資産は定額法及び定率法を適用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～42年

機械装置及び運搬具 2～12年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を適用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

石炭事業

石炭事業においては、主に石炭の販売を行っており、商品の引き渡し時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引き渡し時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先への支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

新素材事業

新素材事業においては、工業用人工ダイヤモンドの販売を行っており、商品及び製品の引き渡し時点で顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

採石事業

採石事業においては、碎石の販売を行っており、製品の引き渡し時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引き渡し時点で収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

外貨建予定取引及び外貨建金銭債権債務については繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建予定取引及び外貨建金銭債権債務の為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として用いております。

ヘッジ方針

会社が業務遂行上さらされる市場リスクを適切に管理することにより、リスクの減殺を図ることを目的にリスクヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段を直接結びつけてヘッジ有効性を評価しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

・グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 投資有価証券に計上した豪州ワンボ社 (Wambo Coal Pty Ltd) のBクラス株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度

Wambo Coal Pty Ltd	2,243	2,464
--------------------	-------	-------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券に含まれる市場価格のない株式として、当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社が保有する、豪州の石炭鉱山の運営会社である豪州ワンボ社（Wambo Coal Pty Ltd）のBクラス株式25百万株があり、当連結会計年度末現在、残余財産分配権のない外貨建の株式として2,464百万円計上しております。

豪州ワンボ社（Wambo Coal Pty Ltd）のBクラス株式の簿価は取得価額であり、評価の妥当性はワンボ社の財政状態、経営成績及び将来の配当可能性等から判断しております。また外貨建株式のため、為替の影響を受けません。

当該見積りは、豪州ワンボ社（Wambo Coal Pty Ltd）の将来の業績が見積りと異なる場合には、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において投資有価証券の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

場 所	用 途	種 類	減損損失
北海道赤平市	遊休資産	土地	83
福岡県飯塚市	遊休資産	土地	127
神奈川県中郡	賃貸用資産	土地	208

(注) 前連結会計年度において、減損損失48百万円計上しております。詳細は、「注記事項(連結損益計算書関係) 6. 減損損失」をご覧ください。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社のグルーピングは、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位で行っております。この場合、管理計上収支計算が分離されていること、物理的に分離されていること、主要な資産が相互補完的でないこと、遊休資産・共用資産であるか等を考慮して合理的なグルーピングを行い、原則として每期継続して適用しております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休土地の資産グループ及び賃貸用土地のうち時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（419百万円）として特別損失に計上しました。

また、当資産グループの回収可能価額は、不動産鑑定評価書及び不動産鑑定評価額に基づき固定資産税評価額の変動率等を用いて補正・評価した正味売却価額等により測定しております。

(追加情報)

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2023年6月29日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて決議し、2023年7月21日に処分を実行しました。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年7月21日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 124,300株
(3) 処分価額	1株につき 353円
(4) 処分価額の総額	43,877,900円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く） 5名 70,700株 当社の監査等委員である取締役 3名 18,400株 当社の執行役員 5名 35,200株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づき有価証券通知書を提出いたしました。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年5月15日開催の当社取締役会において、当社の取締役（取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役、以下「対象取締役」という。）に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し企業価値向上に対する経営責任を明確にするため、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入することを決議いたしました。また、2020年6月26日開催の当社第12期定時株主総会において、対象取締役に対して、2019年6月27日開催の第11期定時株主総会において決議された報酬の限度額年額2億5千万円以内（うち取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し2億円以内、監査等委員である取締役に対し5千万円以内）の報酬枠内で、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社普通株式の取得のための現物出資財産とする金銭報酬債権を支給すること、対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年420千株以内（うち取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し300千株以内、監査等委員である取締役に対し120千株以内）とすることにつき、ご承認いただいております。

また、当社の執行役員においても、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することが重要と考え、対象取締役と同様の制度を導入することといたしました。

（連結貸借対照表関係）

1. 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
投資有価証券（株式）	173百万円	249百万円

2. 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
個人住宅ローン	67百万円	50百万円

3. 事業用土地の再評価差額金計上額

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布 法律第34号）に基づき、連結子会社である住石マテリアルズ株式会社が、事業用土地の再評価を行っております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号によるところの地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法といたしましたが、一部については、同条第2号によるところの国土利用計画法施行令の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行う方法、ないし、同条第5号によるところの鑑定評価による方法としております。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	77百万円	182百万円

4. 定期借地権が設定されている土地の価額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
	2,375百万円	2,166百万円

5. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結損益計算書関係)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

2. 販売費及び一般管理費の内訳

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
運送費・港頭諸掛等	506百万円	313百万円
報酬・給料・賞与	442	609
退職給付費用	9	15
賃借料	54	54
光熱・水道費及び消耗品費	20	23
旅費・通信費	22	25
減価償却費	51	53

3. 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
	-百万円	0百万円

4. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
機械装置及び運搬具	-百万円	1百万円
土地	0	4
計	0	5

5. 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	-百万円
機械装置及び運搬具	0	-
その他の有形固定資産	-	0
無形固定資産	0	-
解体費用	4	8
計	4	8

6. 減損損失

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社グループは、当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
青森県八戸市	遊休資産	土地	0
北海道赤平市	遊休資産	構築物	48

当社のグルーピングは、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位で行っております。この場合、管理会計上収支計算が分離されていること、物理的に分離されていること、主要な資産が相互補完的でないこと、遊休資産・共用資産であるか等を考慮して合理的なグルーピングを行い、原則として每期継続して適用しております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（48百万円）として特別損失に計上しました。

また、当資産グループの回収可能価額は、不動産鑑定評価額に基づき固定資産税評価額の変動率等を用いて補正・評価した正味売却価額等により測定しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社グループは、当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

詳細は、「注記事項（重要な会計上の見積り）」をご覧ください。

（連結包括利益計算書関係）

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	54百万円	228百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	54	228
税効果額	19	79
その他有価証券評価差額金	35	149
その他の包括利益合計	35	149

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	58,893	-	-	58,893
第二種優先株式	7,140	-	-	7,140
合計	66,033	-	-	66,033
自己株式				
普通株式(注)	3,861	2,032	219	5,674
合計	3,861	2,032	219	5,674

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加2,032千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,000千株、譲渡制限付株式報酬制度の期中解除に係る増加32千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少219千株は、譲渡制限付株式報酬へ移行転換による減少219千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月16日 取締役会	普通株式	275	利益剰余金	5	2022年3月31日	2022年6月8日
	第二種優先株式	14	利益剰余金	2	2022年3月31日	2022年6月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	399	利益剰余金	7.5	2023年3月31日	2023年6月8日
	第二種優先株式	14	利益剰余金	2	2023年3月31日	2023年6月8日

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	58,893	-	-	58,893
第二種優先株式	7,140	-	-	7,140
合計	66,033	-	-	66,033
自己株式				
普通株式（注）	5,674	1,904	124	7,454
合計	5,674	1,904	124	7,454

（注）1. 普通株式の自己株式数の増加1,904千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,904千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少124千株は、譲渡制限付株式報酬へ移行転換による減少124千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	399	利益剰余金	7.5	2023年3月31日	2023年6月8日
	第二種優先株式	14	利益剰余金	2	2023年3月31日	2023年6月8日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	3,086	利益剰余金	60	2024年3月31日	2024年6月6日
	第二種優先株式	14	利益剰余金	2	2024年3月31日	2024年6月6日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
現金及び預金勘定	3,937百万円	18,717百万円
現金及び現金同等物	3,937	18,717

（リース取引関係）

（借主側）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

有形固定資産

主として採石事業部門における生産設備（機械装置及び運搬具）であります。

（2）リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

デリバティブは、外貨建予定取引の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況や回収状況及び滞留債権状況を定期的にレビューし、把握する体制をとっております。

投資有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものは取引所における市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクにさらされております。

デリバティブ取引の状況については、通常の取引過程における外貨建予定取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため取引先の要請があった場合に為替予約を付しており、執行・管理については取引権限を定めた社内規程に従って行っております。なお、投機的な取引及び短期的な売買損益を得る取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規定に従い、営業債権について、各事業部門が取引先の状況を定期的にレビューし、取引相手ごとに期日及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

通常の取引過程における外貨建予定取引の為替相場の変動については、リスクを軽減するため、取引先の要請があった場合に為替予約を付しており、執行・管理については取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

借入金は、流動性リスクにさらされておりますが、当社グループでは、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち31.3%が、セグメント情報等 関連情報 主要な顧客ごとの情報に記載の主要な顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（注）	時価（注）	差額
投資有価証券	17	17	-

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（注）	時価（注）	差額
投資有価証券	23	23	-

（注）1. 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （2023年3月31日）	当連結会計年度 （2024年3月31日）
非上場株式	2,353	2,574
関連会社株式	173	249

（注1）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,937	-	-	-
受取手形	15	-	-	-
売掛金	3,756	-	-	-
合計	7,707	-	-	-

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	18,717	-	-	-
受取手形	17	-	-	-
売掛金	2,117	-	-	-
合計	20,850	-	-	-

（注2）短期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2023年3月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 2年以内 （百万円）	2年超 3年以内 （百万円）	3年超 4年以内 （百万円）	4年超 5年以内 （百万円）	5年超 （百万円）
短期借入金	2,900	-	-	-	-	-
合計	2,900	-	-	-	-	-

当連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 2年以内 （百万円）	2年超 3年以内 （百万円）	3年超 4年以内 （百万円）	4年超 5年以内 （百万円）	5年超 （百万円）
短期借入金	43	-	-	-	-	-
合計	43	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	17	-	-	17
合計	17	-	-	17

当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	23	-	-	23
合計	23	-	-	23

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	17	11	6
小計	17	11	6
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
合計	17	11	6

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,353百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

なお、当該非上場株式には、残余財産分配権のない外貨建の株式2,243百万円が含まれております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	23	11	12
小計	23	11	12
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
合計	23	11	12

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,574百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

なお、当該非上場株式には、残余財産分配権のない外貨建の株式2,464百万円が含まれております。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2023年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
当連結決算日において、該当事項はありません。

当連結会計年度(2024年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
当連結決算日において、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

- (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	137百万円	144百万円
退職給付費用	14	17
退職給付の支払額	7	29
退職給付に係る負債の期末残高	144	132

- (2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-百万円	-百万円
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	144	132
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	144	132
退職給付に係る負債	144	132
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	144	132

- (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度14百万円 当連結会計年度17百万円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産、繰延税金負債及び再評価に係る繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	244百万円	187百万円
退職給付に係る負債	49	45
減損損失	627	792
定期借地権付土地評価損税務否認額	108	108
株式報酬費用	71	74
その他	137	139
繰延税金資産小計	1,236	1,345
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	218	155
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	872	1,139
評価性引当額小計(注)1	1,090	1,294
繰延税金資産合計	146	51
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	233	312
その他	3	3
繰延税金負債合計	236	314
繰延税金負債の純額	90	263
再評価に係る繰延税金負債		
土地再評価差額金	229	192

(注)1. 評価性引当額の増加は、主として減損損失に係る評価性引当額の増加によるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	-	139	106	244
評価性引当額	-	-	-	-	112	106	218
繰延税金資産	-	-	-	-	26	-	26

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	81	106	-	187
評価性引当額	-	-	-	49	106	-	155
繰延税金資産	-	-	-	32	-	-	32

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	28.4	31.0
評価性引当額等	5.9	2.7
持分法投資損益	0.8	0.3
連結子会社との税率差異	0.5	0.2
繰越欠損金期限切れ	1.5	-
その他	0.5	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.0	2.0

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは、事務所及び貯炭設備等の一部について不動産賃借契約に基づく原状回復義務を負っており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

事務所附属設備等は、使用見込期間を10年と見積り、割引率は0.022%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

貯炭設備等は、使用見込期間を30年と見積り、割引率は3.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	35百万円	36百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	1	1
資産除去債務の履行による減少額	-	-
その他増減額(は減少)	-	-
期末残高	36	36

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸等損益は20百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸等費用は営業外費用に計上)であります。

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 期末残高	
4,677	11	4,666	3,630

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は、遊休地の売却(9百万円)及び減損損失(0百万円)並びに減価償却費(1百万円)であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を基礎とし、その他の物件については第三者からの取得時や直近の評価時点の価格をふまえ、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

当連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸等損益は19百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸等費用は営業外費用に計上)であります。

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 期末残高	
4,666	422	4,244	3,340

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は、遊休地の減損損失(419百万円)及び減価償却費(1百万円)であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を基礎とし、その他の物件については第三者からの取得時や直近の評価時点の価格をふまえ、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記情報(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項、(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は持株会社であり、今後も当社主導のもと、グループ全体の経営の効率化を図るとともに、事業部門の分割（分社）を推進し、事業子会社の権限と責任を明確化することで経営の自由度を高め、事業環境の急激な変化に即応できる体制を目指しております。

したがって、当社のマネージメントアプローチは、下記のセグメントから構成されており、当該3つを報告セグメントとしております。

- (1) 石炭事業部門.....石炭の仕入及び販売、豪州ワンボ社（Wambo Coal Pty Ltd）に係る関連取引
- (2) 新素材事業部門.....工業用人工ダイヤモンドの製造、仕入及び販売
- (3) 採石事業部門.....岩石の採取、加工及び販売

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益をベースとした金額であります。

セグメント間の内部売上高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	石炭事業部門	新素材事業部門	採石事業部門	
売上高				
一時点で移転される財又はサービス	35,641	308	373	36,323
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	-	-	-	-
顧客との契約から生じる収益	35,641	308	373	36,323
その他の収益	3,570	-	-	3,570
外部顧客への売上高	39,211	308	373	39,893
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	39,211	308	373	39,893
セグメント利益	4,067	75	31	4,174
セグメント資産	13,775	264	362	14,401
セグメント負債	17,193	31	122	17,346
その他の項目				
減価償却費（注）	45	8	48	100
有形固定資産及び無形固定資産の増加額（注）	2	0	36	39
支払利息	99	-	0	99

(注) 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、「長期前払費用」の償却費とその増加額を含めて表示しております。

当連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	石炭 事業部門	新素材 事業部門	採石 事業部門	
売上高				
一時点で移転される財又はサービス	13,617	275	525	14,416
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	-	-	-	-
顧客との契約から生じる収益	13,617	275	525	14,416
その他の収益	8,182	-	-	8,182
外部顧客への売上高	21,799	275	525	22,599
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	21,799	275	525	22,599
セグメント利益	8,679	44	94	8,817
セグメント資産	4,855	260	323	5,437
セグメント負債	4,210	35	124	4,369
その他の項目				
減価償却費（注）	45	5	51	101
有形固定資産及び無形固定資産の増加額（注）	0	-	45	45
支払利息	41	-	0	41

（注）減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、「長期前払費用」の償却費とその増加額を含めて表示しております。

4．報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	39,893	22,599
セグメント間取引消去	-	-
連結財務諸表の売上高	39,893	22,599

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	4,174	8,817
セグメント間取引消去	-	-
全社費用等（注）	454	712
連結財務諸表の経常利益	3,719	8,106

（注）全社費用等は、主に住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の管理部門並びに全社資産に係る損益であります。

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	14,401	5,437
セグメント間取引消去	-	-
全社資産(注)	11,742	25,700
連結財務諸表の資産合計	26,143	31,137

(注) 全社資産は、主に住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の現金及び預金、投資有価証券並びに管理部門に係る資産等であります。

(単位：百万円)

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	17,346	4,369
セグメント間取引消去	12,225	1,821
全社負債(注)	663	1,601
連結財務諸表の負債合計	5,784	4,148

(注) 全社負債は、主に住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の本社借入金等による負債であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額(注1)		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費(注2)	100	101	6	7	106	108
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注2)	39	45	9	2	48	47
支払利息	99	41	57	39	42	1

(注) 1. 調整額は、管理部門及び全社資産に係る項目であります。

2. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、「長期前払費用」の償却費とその増加額を含めて表示しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
水島エネルギーセンター株式会社	11,391	石炭事業部門
王子グリーンリソース株式会社	9,527	石炭事業部門

当連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

日本	その他の地域		合計
	豪州	その他	
14,386	8,182	30	22,599

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Wambo Coal Pty Limited	8,182	石炭事業部門
水島エネルギーセンター株式会社	5,405	石炭事業部門

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

(単位：百万円)

	石炭事業部門	新素材事業部門	採石事業部門	全社・消去	合計
減損損失	-	48	-	0	48

(注) 「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

(単位：百万円)

	石炭事業部門	新素材事業部門	採石事業部門	全社・消去	合計
減損損失	-	-	-	419	419

(注) 「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

当社の連結子会社である住石貿易株式会社は、関連会社である新居浜コールセンター株式会社と、以下の取引があります。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	新居浜コールセンター株式会社	愛媛県 新居浜市	50	倉庫業	(所有) 間接 40.0	役員の兼任 石炭荷役を 委託	-	-	-	-

2. 重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度における、重要な関連会社である新居浜コールセンター株式会社の、要約財務情報は以下のとおりであります。

流動資産合計	426百万円
固定資産合計	337
流動負債合計	219
固定負債合計	6
純資産合計	537
売上高	960
税引前当期純損失金額	127
当期純損失金額	127

当連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

当社の連結子会社である住石貿易株式会社は、関連会社である新居浜コールセンター株式会社と、以下の取引があります。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	新居浜コールセンター株式会社	愛媛県 新居浜市	50	倉庫業	(所有) 間接 40.0	役員の兼任 石炭荷役を 委託	-	-	-	-

2. 重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度における、重要な関連会社である新居浜コールセンター株式会社の、要約財務情報は以下のとおりであります。

流動資産合計	510百万円
固定資産合計	326
流動負債合計	206
固定負債合計	7
純資産合計	623
売上高	1,196
税引前当期純利益金額	85
当期純利益金額	86

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	335.34円	475.82円
1株当たり当期純利益	68.31	144.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	59.33	124.94

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	20,360	26,989
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	2,513	2,513
(うち優先株式残余財産分配額)	(2,499)	(2,499)
(うち優先配当額)	(14)	(14)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	17,846	24,476
普通株式の発行済株式数(千株)	58,893	58,893
普通株式の自己株式数(千株)	5,674	7,454
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	53,219	51,439

(注) 3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,667	7,530
普通株主に帰属しない金額	14	14
(うち優先配当額)	(14)	(14)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	3,652	7,516
普通株式の期中平均株式数(千株)	53,470	51,936
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	14	14
(うち優先配当額)	(14)	(14)
普通株式増加数(千株)	8,330	8,330
(うち優先株式)	(8,330)	(8,330)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、持続的な成長と企業価値向上を目的として、株式会社麻生(以下「麻生」といいます。)との間で資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)を行うことを決議し、同日付で麻生との間で資本業務提携契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

1. 本資本業務提携の目的及び理由

当社グループ(当社並びにその連結子会社及び持分法適用会社を総称していいます。以下同じです。)は、1893年に九州で石炭事業に着手した住友の石炭事業を源流とし、1894年には麻生グループ(麻生を中核会社とする連結子会社及び持分法適用会社からなる企業グループをいいます。以下同じです。)の主力炭鉱であった忠隈炭鉱を取得し、同炭鉱は、その後の住友の石炭事業隆盛の礎となりましたが、戦後の財閥解体の一環で石炭専業となった住友石炭鉱業株式会社(当社グループ傘下の現住石マテリアルズ株式会社)は、石炭採炭事業から転換を進めるとともに、1994年に国内炭鉱を閉山しました。

一方、麻生グループは、1872年に創業者が目尾御用炭山を採掘、石炭事業に着手したことにより、戦前は石炭事業を主たる事業として発展し、戦後は、炭鉱跡地の再開発に取り組むとともに、時代の要請に合わせて様々な

分野に事業領域を拡大し、現在では、セメント事業、健康・医療事業、教育・人材関連事業等、幅広い分野に事業展開しています。

当社グループは、現在では、一般炭を中心に日本の経済発展に不可欠な石炭を安定的に供給することを主たる事業目的としつつ、中長期的な方針として、カーボンニュートラル（脱炭素化）の進展によるエネルギー需給構造の変化等、国際的な環境変化に適合した新たなビジネスモデルの構築、推進を掲げています。

このような状況のなか、このたび、麻生グループと当社グループは、麻生グループが有する石炭事業からのビジネスモデルの転換のノウハウ及び顧客基盤、並びに当社グループが有する石炭調達の知見及び炭鉱跡地等の経営資源等を掛け合わせ、両社の企業価値の更なる向上を実現することを目的として業務提携を進めると共に、両社の信頼関係をより強固なものとし、業務提携を円滑かつ確実に進めるため、本資本業務提携契約を締結しました。

なお、麻生は、2024年5月15日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場している当社の普通株式25,228,700株（総株主の議決権の数に対する割合（注）49.08%）を所有する当社の主要株主かつ筆頭株主であり、当社を持分法適用関連会社としています。

（注）総株主の議決権の数に対する割合は、2024年3月31日現在の株主名簿の総株主の議決権の数513,993個に対する割合を計算（小数点以下第三位を四捨五入）しています。

2. 本資本業務提携の内容等

2.1 業務提携の内容

当社グループ及び麻生グループは、以下の事項について業務提携を推進していく予定です。

(1) 両社の主力事業の安定的成長に向けた協業関係の構築

- ・麻生グループを含む西日本における石炭ニーズに関する情報の当社グループへの共有を通じた、当社グループの石炭事業の成長への協力
- ・当社グループの知見の活用を通じた、麻生グループの石炭調達への協力

(2) 当社の九州地区における事業の拡大等

- ・麻生グループが九州地区において有する官公庁及び地元企業との強固なネットワークの活用を通じた、西日本における石炭中継基地を活用した九州地区における当社グループの石炭事業の強化
- ・当社グループが生産する多結晶ダイヤモンドの需要が今後増加する場合における、九州地区での多結晶ダイヤモンドの加工・サービス拠点の設置及び東西日本における安定供給体制の構築
- ・麻生グループの知見及びネットワークの活用を通じた当社グループが保有する旧炭鉱跡地の有効活用

(3) 新規事業に向けた協業の取組み

- ・麻生グループにおける石灰石の安定的な調達体制の構築に向けた両社のノウハウを活用した協業の可能性の検討

(4) 当社グループへの人材面における支援（人材確保・育成の支援）

- ・麻生グループからの営業支援、人材交流、若い従業員や技術者育成を図るための社員への研修・教育ノウハウの共有に関する支援等を通じた、当社グループにおける優秀な技術者の確保・育成及び技術伝承への取組みの加速

2.2 資本提携の内容

上記「2.1 業務提携の内容」に記載の業務提携を強力に推進するため、本契約において、麻生は、当社の普通株式の市場内（立合内）での取得により、その保有する当社の株式の議決権保有割合を50.0%超60.0%以下とすること（以下「本連結子会社化」といいます。）を目指すものとしています。

本連結子会社化が完了した場合には、麻生は当社の親会社となる予定です。

2.3 上場維持及び経営の独立性等に関する事項

本契約において、麻生は、本連結子会社化に際し、当社の普通株式の東京証券取引所への上場を維持する方針であることを確認し、当社の株式について、上場維持基準に抵触するおそれが生じ、当社が合理的に要請した場合には、当社の上場を維持するために必要な措置その他の方策について誠実に協議に応じることを合意しています。

また、本契約において、麻生は、当社の上場会社としての経営の自主性及び独立性（当社が、麻生と当社の一般株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行うため、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置することその他当社の一般株主を保護するための適切なガバナンス体制を整備することを含みます。）を尊重する方針であることを確認しています。

2.4 取締役候補者の指名等に関する事項

本契約において、当社及び麻生は、(i)本契約締結後最初に招集される定時株主総会の終結時点において、当社の取締役の総数は9名とし、そのうち社内取締役は6名（監査等委員でない取締役5名及び監査等委員である取締役1名）、社外取締役は3名（監査等委員でない取締役1名及び監査等委員である取締役2名）とする方針であること、並びに(ii)本契約締結日以降、当社の取締役の総数は7名以上で当社及び麻生が合意する人数とする方針であることを確認しています。

また、麻生は、社内取締役候補者2名を指名する権利を有すること、及び、社外取締役候補者1名（監査等委員である社外取締役候補者）を東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準（但し、当社が別途独立役員の独立性

判断基準を策定している場合には、当該独立性判断基準)を満たす者の中から推薦することができることを合意しています。

なお、麻生が本契約に基づき取締役候補者を指名又は推薦した場合、当社は、当社の独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された指名委員会による審議・検討を行い、かかる審議・検討において、当該取締役候補者についての懸念・疑念等が示された場合には、当社及び麻生は誠実に協議を行うことを合意しています。また、麻生は、当社の株主総会において取締役の選任に関する議案について議決権を行使する際には、当社の指名委員会の答申を考慮の上、当社と誠実に協議を行うことを合意しています。但し、2024年5月15日現在、当社は指名委員会を設置していないところ、本契約においては、当社が指名委員会を設置していない場合には、これらの規定は適用されないものとされています。

2.5 当社の株式の取扱い等に関する事項

(1) 麻生の議決権保有割合の希薄化防止等

本契約において、当社は、麻生が保有する当社の株式の議決権の希薄化を生じさせるおそれのある行為（但し、(i)当社の第12期定時株主総会において承認を受けた範囲内での当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての当社の株式の付与、及び(ii)第二種優先株式の取得に伴う当社の株式の交付を除きます。）に係る決定を行おうとする場合、事前に麻生に通知し、麻生の要請に応じ、麻生と誠実に協議を行うことを合意しています。なお、当社は、(i)当社の第12期定時株主総会において承認を受けた範囲内での当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての当社の株式の付与を行うことを決定した場合、及び(ii)第二種優先株式の株主から取得請求権の行使についての意向の表明がなされた場合その他第二種優先株式の取得に伴う当社の株式の交付が行われることが合理的に見込まれる場合には、麻生に通知することを合意しています。

また、当社は、本連結子会社化が実施された後、麻生が保有する当社の株式の議決権保有割合が50.0%以下になった場合又はその蓋然性が高いと合理的に認められる場合において、麻生が要請する場合には、当社及び麻生が別途合意する方法により、麻生が保有する当社の株式の議決権保有割合について過半数を維持するための措置をとることを合意しています。

(2) 麻生による当社の株式の譲渡・追加取得等

本契約において、麻生は、(i)自らの保有する当社の株式について、第三者に対する譲渡、移転、担保権の設定若しくは承継その他の方法による処分を行おうとする場合、又は、(ii)(a)当社の株式の追加取得のために公開買付けを実施する場合若しくは(b)当社の株式を追加で取得することによって当社の上場維持基準に抵触するおそれが生じると合理的に認められる場合には、当社に対して事前に通知し、当社が要請する場合には、処分先、処分又は取得の時期及び方法その他当該処分又は取得に関する事項について、当社との間で誠実に協議を行うことを合意しています。

2.6 従業員に関する事項

本契約において、麻生は、本連結子会社化に際し、当社グループの従業員の雇用確保、人事、労働条件その他従業員に関する事項について、当社の経営判断を尊重する方針であることを確認しています。

3. 本資本業務提携の相手先の概要

(1)名称	株式会社 麻 生
(2)所在地	福岡県飯塚市芳雄町7番18号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 麻生 巖
(4)事業内容	医療関連事業、環境関連事業、建設関連事業、不動産事業
(5)資本金	3,580百万円

4. 本資本業務提携の日程

本契約の締結に関する取締役会決議日	2024年5月15日
本契約の締結日	2024年5月15日
麻生の当社普通株式追加取得開始予定日	2024年5月16日以降

5. 今後の見通し

本資本業務提携による当社業績への影響は、短期的には軽微と考えていますが、中長期的には当社グループの企業価値の向上に資すると考えています。

以上

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,900	43	6.1	-
1年以内に返済予定のリース債務	25	35	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	57	58	-	2028年4月6日
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	2,983	135	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、外貨による借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	29	15	7	6

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	6,544	15,612	16,882	22,599
税金等調整前四半期(当期) 純利益又は税金等調整前四半期 純損失()(百万円)	10	5,525	5,379	7,682
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株主に 帰属する四半期純損失()(百万 円)	14	5,428	5,300	7,530
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失() (円)	0.27	103.66	101.75	144.70

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当り四半期純損失()(円)	0.27	105.01	2.49	43.07

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	738	10,174
前払費用	15	16
関係会社短期貸付金	10,804	500
未収収益	10	-
未収入金	1,498	1,150
未収消費税等	-	6
流動資産合計	12,055	10,846
固定資産		
有形固定資産		
建物	18	16
工具、器具及び備品	5	4
有形固定資産合計	23	20
無形固定資産		
ソフトウェア	5	4
無形固定資産合計	5	4
投資その他の資産		
関係会社株式	2,967	2,895
関係会社長期貸付金	1,421	1,321
長期未収入金	0	-
長期前払費用	0	0
繰延税金資産	9	6
その他	44	44
投資その他の資産合計	4,441	4,266
固定資産合計	4,470	4,290
資産合計	16,525	15,136

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	3,670	-
未払金	17	18
未払費用	18	87
未払消費税等	1	-
未払法人税等	2	3
預り金	4	6
賞与引当金	12	30
役員賞与引当金	26	51
流動負債合計	3,730	184
固定負債		
退職給付引当金	17	-
資産除去債務	10	10
固定負債合計	27	10
負債合計	3,757	194
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,501	2,501
資本剰余金		
資本準備金	301	301
その他資本剰余金	948	970
資本剰余金合計	1,249	1,271
利益剰余金		
利益準備金	140	182
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,693	12,462
利益剰余金合計	9,833	12,643
自己株式	815	1,474
株主資本合計	12,768	14,942
純資産合計	12,768	14,942
負債純資産合計	16,525	15,136

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
売上高		
経営指導料	1 203	1 207
売上高合計	203	207
売上総利益	203	207
販売費及び一般管理費	2 426	2 630
営業損失()	223	423
営業外収益		
受取利息	1 57	1 39
受取配当金	1 2,190	1 3,531
その他	1	1
営業外収益合計	2,249	3,571
営業外費用		
支払利息	1 3	1 12
自己株式取得費用	3	2
その他	3	1
営業外費用合計	9	16
経常利益	2,017	3,132
特別利益		
短期売買利益受贈益	13	-
特別利益合計	13	-
特別損失		
固定資産除売却損	-	0
特別損失合計	-	0
税引前当期純利益	2,030	3,132
法人税、住民税及び事業税	31	94
法人税等調整額	11	3
法人税等合計	42	91
当期純利益	2,072	3,224

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益 準備金	その他 利益剰 余金 繰越利 益剰余 金	利益剰 余金合 計			
当期首残高	2,501	301	940	1,241	111	7,939	8,050	471	11,321	11,321
当期変動額										
当期純利益						2,072	2,072		2,072	2,072
剰余金の配当						289	289		289	289
利益準備金の積立					29	29	-		-	-
自己株式の取得								376	376	376
自己株式の処分			8	8				32	40	40
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										-
当期変動額合計	-	-	8	8	29	1,754	1,783	344	1,447	1,447
当期末残高	2,501	301	948	1,249	140	9,693	9,833	815	12,768	12,768

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益 準備金	その他 利益剰 余金 繰越利 益剰余 金	利益剰 余金合 計			
当期首残高	2,501	301	948	1,249	140	9,693	9,833	815	12,768	12,768
当期変動額										
当期純利益						3,224	3,224		3,224	3,224
剰余金の配当						413	413		413	413
利益準備金の積立					41	41	-		-	-
自己株式の取得								680	680	680
自己株式の処分			22	22				22	44	44
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										-
当期変動額合計	-	-	22	22	41	2,769	2,810	658	2,174	2,174
当期末残高	2,501	301	970	1,271	182	12,462	12,643	1,474	14,942	14,942

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、退職給付債務の金額は、期末自己都合要支給額としております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は子会社に経営指導等を行う対価として経営指導料を収受しております。当該履行義務は一定の期間にわたり充足される履行義務であり、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、役務を提供する期間にわたり定額で収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(追加情報)

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2023年6月29日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」という。)を行うことについて決議し、2023年7月21日に処分を実行しました。

詳細は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」をご覧ください。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
短期金銭債権	51百万円	141百万円
短期金銭債務	0	0

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	203百万円	207百万円
受取利息	57	39
支払利息	3	12
受取配当金	2,190	3,531

2. 販売費及び一般管理費

主要な費目及び金額は次のとおりであり、全額が一般管理費に属する費用であります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
役員報酬	100百万円	127百万円
従業員報酬	133	212
賃借料	53	53
減価償却費	4	6
業務委託料	33	101
株式事務代行料	30	32
法定監査費用	23	23

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
子会社株式	2,967	2,895

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	55百万円	44百万円
子会社株式評価損	28	28
株式報酬費用	33	38
その他	13	14
繰延税金資産小計	130	123
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	52	39
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	66	77
評価性引当額小計	119	115
繰延税金資産合計	11	8
繰延税金負債		
その他	2	2
繰延税金負債合計	2	2
繰延税金資産の純額	9	6

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割等	0.1	0.0
交際費等損金不算入額	0.4	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	33.0	34.5
評価性引当額の増減	0.4	0.1
グループ通算制度適用による影響額	0.4	0.6
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.1	2.9

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」をご覧ください。

(重要な後発事象)

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、持続的な成長と企業価値向上を目的として、株式会社麻生(以下「麻生」といいます。)との間で資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)を行うことを決議し、同日付で麻生との間で資本業務提携契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

詳細は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」をご覧ください。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定 資産	建物	18	-	-	2	16	8
	工具、器具及び備品	5	2	0	2	4	11
	計	23	2	0	5	20	20
無形固定 資産	ソフトウェア	5	-	-	1	4	-
	計	5	-	-	1	4	-

(注) 「工具、器具及び備品」の「当期増加額」は事務機器購入によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	12	30	12	30
役員賞与引当金	26	51	26	51

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社ウェブサイトに掲載しており、そのURLは次のとおりです。 https://www.sumiseki.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないとしております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第15期）（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第16期第1四半期）（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月4日関東財務局長に提出

（第16期第2四半期）（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月7日関東財務局長に提出

（第16期第3四半期）（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）2024年2月7日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2023年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2023年7月7日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書の訂正報告書であります。

2023年9月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2023年10月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2024年3月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2024年4月15日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2024年5月22日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（当社の親会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自2023年6月1日 至2023年6月30日）2023年7月3日関東財務局長に提出

報告期間（自2023年7月1日 至2023年7月31日）2023年8月1日関東財務局長に提出

報告期間（自2023年8月1日 至2023年8月31日）2023年9月1日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月27日

住石ホールディングス株式会社

取締役会 御中

R S M清和監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	戸谷 英之
指定社員 業務執行社員	公認会計士	寛 悦生

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住石ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

連結子会社(住石マテリアルズ株式会社)が保有する有形固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、会社は当連結会計年度において、住石マテリアルズ株式会社(旧住友石炭鉱業株式会社)の遊休資産等について419百万円の減損損失を計上している。</p> <p>会社の当連結会計年度の業績は連結売上高22,599百万円、営業利益8,009百万円であり、事業の用に供している有形固定資産に減損の兆候は生じておらず、回収可能価額の見積を実施するような状況には至っていない。</p> <p>一方、当連結会計年度において、有形固定資産の合計額である5,336百万円のうち、土地は4,863百万円と90%超を占めている。土地の多くは住石マテリアルズ株式会社が所有する炭鉱跡地や投資用の土地であり、遊休資産又は賃貸用資産として所有しているものである。会社はこれらの個々の土地を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取り扱っており、時価が著しく下落した土地の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上している。</p> <p>会社は、これらの個々の土地の回収可能価額を、不動産鑑定評価額等を用いて評価した正味売却価額等により測定している。</p> <p>以上から、当監査法人は土地の減損の測定の検討において、不動産鑑定評価には専門的な技能や知識を要するうえ、鑑定評価額が減損損失の測定結果に重要な影響を及ぼすことから、当連結会計年度の連結財務諸表監査において重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、有形固定資産について、減損損失の認識と測定が適切に行われているかを検討するために、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の固定資産の評価に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 <p>(2) 不動産鑑定評価額の合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者が利用する専門家の適性、能力及び客観性を確認するため確認状の回答内容等により評価した。 ・経営者が利用した外部の専門家による鑑定評価における評価技法について、当監査法人内の不動産鑑定士の資格保有者を関与させ、不動産鑑定評価書の閲覧及び必要に応じて外部の不動産鑑定士への質問を行い、評価基準及び会計基準の定めを踏まえ主に以下の事項について検討した。 <ul style="list-style-type: none"> - 経営者の利用した専門家が採用した評価技法の適切性の評価 - 取得した事例の適切性及び土地の主要な査定項目等の検討 - 不動産評価資料の評価額の見積りに使用された重要な仮定である賃料水準や割引率を評価するため、賃料や利回りのマーケット相場に関する情報との比較

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、住石ホールディングス株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、住石ホールディングス株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月27日

住石ホールディングス株式会社

取締役会 御中

R S M清和監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 戸谷 英之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 笥 悦生
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住石ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住石ホールディングス株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあ

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。